

予 算 常 任 委 員 会

日 時 令和5年3月22日(水) 午前10時  
 会 場 本庁舎 第3会議室

委 員 9名  
 委員長 須 藤 京 子  
 副委員長 鈴 木 勝 利  
 委 員 遠 藤 憲 子  
 市 川 圭 一  
 藤 田 尚 美  
 山 本 伸 子  
 池 辺 己 実 夫  
 伊 藤 裕 一  
 北 島 登

説明員	市 長	根 本 洋 治
	副 市 長	滝 本 昌 司
	教 育 長	染 谷 郁 夫
	市 長 公 室 長	滝 本 仁
	経 営 企 画 部 長	吉 田 将 巳
	総 務 部 長	飯 野 喜 行
	市 民 部 長	小 川 茂 生
	保 健 福 祉 部 長	内 藤 雪 枝
	環 境 経 済 部 長	山 岡 孝
	建 設 部 長	長 谷 川 啓 一
	教 育 部 長	吉 田 茂 男
	議 会 事 務 局 長	野 口 克 己
	会 計 管 理 者	関 達 彦
	秘 書 課 長	稲 葉 健 一
	広 報 政 策 課 長	植 田 英 子
	経 営 企 画 部 次 長 兼 政 策 企 画 課 長	二 野 屏 公 司
	創 生 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	椎 名 弘 文
	財 政 課 長	糸 賀 修
	総 務 部 次 長 兼 人 事 課 長	本 多 聡
	総 務 課 長	橋 本 円
	管 財 課 長	小 林 浩 子

契約検査課長  
 税務課長  
 収納課長  
 市民部次長兼市民活動課長  
 総合窓口課長  
 リフレ市民窓口課長  
 デジタル推進課長  
 地域安全課長  
 防災課長  
 教育委員会次長兼学校教育課長  
 教育委員会次長兼スポーツ推進課長  
 教育企画課長  
 指導課長  
 文化芸術課長  
 生涯学習課長兼中央図書館長  
 保健福祉部次長兼こども家庭課長  
 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長  
 社会福祉課長  
 保育課長  
 高齢福祉課長  
 医療年金課長  
 環境経済部次長兼商工観光課長  
 環境政策課長  
 廃棄物対策課長  
 農業政策課長  
 建設部次長兼下水道課長  
 建設部次長兼都市計画課長  
 空家対策課長  
 建築住宅課長  
 道路整備課長  
 都市計画課長補佐  
 監査委員事務局長  
 農業委員会事務局長  
 庶務議事課長

書 記

//

//

門倉史明  
 晝田典義  
 大和田伸一  
 栗山裕一  
 川真田智子  
 齊藤孝順  
 大町泰介  
 風間正志  
 中澤久  
 川真田英行  
 高橋頼輝  
 吉田充生  
 河村博行  
 糸賀珠絵  
 斎藤正浩  
 飯島希美  
 渡辺恭子  
 石塚悟  
 橋本早苗  
 宮本史朗  
 石野尚生  
 大徳通夫  
 飯島敦子  
 岩瀬義幸  
 神戸千夏  
 野島正弘  
 藤木光二  
 柴田賢治  
 高野裕行  
 加藤大典  
 飯島章友  
 大里明子  
 榎本友好  
 飯田晴男

飯畑美由紀

保坂正博

野口信子

〃

關 典 生

〃

椎 名 紗 央 里

〃

田 上 洋 子

令和5年第1回牛久市議会定例会予算常任委員会審議日程表

月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
3月22日(水) 午前10時 第3会議室	環境経済部 建設部 農業委員会事務局	令和5年度一般会計歳入歳出予算中 ・環境経済部、建設部等所管の歳入 ・環境経済部、建設部等所管の歳出  (令和5年度課別事務事業一覧参照)
	保健福祉部	・令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算 ・令和5年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出予算 ・令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算
	環境経済部 建設部	・令和5年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出予算 ・令和5年度牛久市下水道事業会計歳入歳出予算

午前9時57分開会

○須藤委員長 おはようございます。

これより、前回に引き続き予算常任委員会を開きます。

ここで、文化芸術課長より発言を求められておりますので、これを許します。文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 ありがとうございます。

先般20日に行われました教育委員会の予算常任委員会の回答の中で、一部訂正させていただきたい項目がありましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

御質問は、施設の消防用設備保守点検の予算項目につきまして、住井すゑ文学館には計上され、雲魚亭については計上されていないのはなぜかという御質問を頂戴いたしました。そちらの答弁の訂正をさせていただきます。

どちらも非特定防火対象物となっております、博物館の類いに分類されるものでございます。そのうち、住井すゑ文学館につきましては、延べ床面積が1,000平米以上でありますので、防火点検の対象となるものでございます。後者の雲魚亭につきましては、延べ床面積が1,000平米に達しておりませんので、この対象外ということでございます。

以上です。

○須藤委員長 それでもう一つ皆様に御報告ですけれども、3月20日の教育委員会所管の審査における答弁の補足資料として、教育委員会より、おくの義務一体型事業費、校舎の建設のほうですね、増築建築ですけれども、その事業費概算額の資料の提供がございましたので、サイドブックスの定例会フォルダー、令和5年第1回定例会、常任委員会フォルダー内に掲載しておきました。

また、一般会計予算の審査に当たり、建設部より令和5年度予算位置図について配付の依頼がありましたので、これを許可し、サイドブックスに掲載いたしました。

それでは、まず、執行部の説明につきましては、令和5年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入、歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思ひます。

なお、発言をする場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を受けた後、マイクを使用し、発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和5年度一般会計予算の環境経済部、建設部等所管について問題に供します。

まず、執行部の説明を求めます。環境経済部長。

○山岡環境経済部長 環境経済部、山岡です。よろしくお願ひいたします。

環境経済部所管の令和5年度の予算概要につきまして御説明をさせていただきます。

環境経済部の歳入予算総額は3億6,437万4,000円で、前年度と比較しますと8%、2,695万9,000円の増額計上となっております。これは、主に回収資源売りさばき量における金属類単価が上昇していることによる増額でございます。

歳出予算総額は21億8,940万7,000円で、前年度と比較しますと16.7%、3億1,350万1,000円の増額計上となっております。増額の主な理由といたしましては、電気、ガスの価格高騰により、クリーンセンター等、管理施設における光熱費の増によるものでございます。

次に、各課における予算の概要につきまして御説明をいたします。

初めに、環境政策課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、県補助金などで、歳入総額は前年度比2.3%、88万8,000円増の3,958万8,000円の計上となっております。歳出につきましては、前年度比0.76%、163万7,000円増の2億1,788万5,000円の計上となっております。増額の主な理由といたしましては、電気の価格高騰によるバイオマス施設の光熱費、スズメバチ駆除に対する一部補助金を新規に計上したことによるものでございます。

歳出の主な事業でございますが、環境衛生費におきましては、合併処理浄化槽設置助成、うしくあみ斎場運営支援、地球温暖化対策の推進、バイオマスタウン構想の運用、先ほど御説明いたしましたスズメバチ駆除に対する一部補助金など1億9,827万円を計上してございます。公害対策費では、自動車騒音振動調査、河川水質調査など707万8,000円、また、雑草除去費として空き地の雑草除去費、除去委託など1,152万7,000円を計上してございます。

次に、廃棄物対策課でございますが、歳入につきましては、じんかい処理手数料などで、歳入総額は前年度比11%、2,581万2,000円増の2億5,969万7,000円の計上となっております。歳出につきましては、前年度比24.6%、3億2,289万円増の16億3,505万円の計上となっております。増額の主な理由といたしましては、電気・ガスの価格高騰によるクリーンセンター光熱費の増によるものでございます。

主な事業でございますが、じんかい処理費におきましては、一般廃棄物や資源物の収集、清掃工場維持管理、焼却灰の処分など15億6,617万7,000円、し尿処理費として龍ヶ崎衛生組合負担金など4,963万8,000円を計上してございます。

次に、農業政策課でございますが、歳入につきましては、森林環境譲与税、県補助金などで、前年度比3.5%、149万4,000円減の4,079万4,000円の計上となっております。歳出につきましては、前年度比4.6%、477万1,000円増の1億831万2,000円の計上となっております。増額の主な理由といたしましては、補助金換算の根拠となる出荷用梱包箱や農業用資材価格の高騰によるものでございます。

主な事業でございますが、農業振興費におきまして、農業者支援として青果物等出荷用梱包箱補助金、新規就農者に対する補助金や農地中間管理事業推進など8,170万6,000円。農地費として、各土地改良区に対する運営支援として1,233万7,000円を計上してございます。

次に、商工観光課でございますが、歳入につきましては、貸付金元利収入などで、歳入総額は前年度比5.1%、99万円増の2,026万8,000円の計上となっております。歳入につきましては、前年度比7%、1,604万5,000円減の2億1,306万2,000円の計上と

なっております。減額の主な理由といたしましては、令和2年度よりコロナ禍に対する事業者支援として実施してまいりましたハートフルクーポン券事業者負担分の全額負担について、通常の負担割合に戻すことによる減でございます。

主な事業でございますが、商工振興基金におきまして、中小企業への資金融資助成、商工会運営助成やハートフルクーポン券事業、消費生活センター運営など1億4,342万2,000円。観光費として、アヤマ園等観光施設の維持管理や観光協会支援、かっぱ祭りなど6,869万3,000円を計上してございます。

最後に、農業委員会となりますが、歳入につきましては、県補助金などで、歳入総額は前年度比23.4%、76万3,000円増の402万7,000円の計上となっており、歳出につきましては、前年度比1.6%、24万8,000円増の1,509万8,000円を計上してございます。増額の主な理由といたしましては、7月に農業委員、農地利用適正化推進委員の改選が行われることに伴う必要物品類の計上によるものでございます。

主な事業でございますが、継続事業として月2回の農地パトロールを実施し、無断転用の防止及び優良農地の確保に取り組んでまいります。

以上が、環境経済部所管の予算概要でございます。

○須藤委員長 建設部長。

○長谷川建設部長 建設部、長谷川です。よろしくお願いいたします。

それでは、建設部所管の令和5年度の予算概要につきまして御説明させていただきます。

建設部の歳入予算総額は4億1,693万4,000円で、前年度と比較いたしますと1.0%、420万円の減額計上となっております。

歳出予算総額は19億902万5,000円で、前年度と比較いたしますと1.7%、3,364万9,000円の減額計上となっております。

歳入歳出とも、ほぼ前年と同額の予算編成となっております。

次に、各課における予算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、道路整備課でございますが、歳入につきましては、国庫支出金、道路占用料など、歳入総額は前年度比6.8%、2,361万6,000円減の3億2,200万7,000円の計上となっております。歳出につきましては、前年度比5.8%、5,439万6,000円減の8億7,305万8,000円の計上となっております。

歳出の主な事業でございますが、道路橋梁総務費におきまして台帳デジタル化事業に550万円を、道路維持費におきましては市道の補修委託、また、舗装修繕計画に基づく市道2990号線、通称カントリーラインの舗装修繕など8,000万円を、同じく橋梁を維持管理する事業として牛久駅東口歩道橋修繕工事に1億円を計上してございます。

道路新設改良費では、継続して狹隘道路の拡幅に3,000万円、国土強靱化計画に基づく市道整備として通学路整備等に1億3,390万円、また、排水路整備費として道路の雨水排水対策や既存団地の雨水排水を整備するなど7,710万円を計上してございます。

次に、都市計画課でございますが、歳入につきましては、手数料、使用料や国庫支出金など、

歳入総額は前年度比3,590万7,000円増の4,562万7,000円の計上となっております。歳出につきましては、前年度比15.9%、6,155万2,000円増の4億4,651万5,000円の計上となっております。

主な事業でございますが、都市計画総務費におきまして東獺穴地区宅地開発都市計画手続に660万円、公園費として植栽管理に1億3,500万円、遊具改修など2,129万5,000円、駅周辺整備の中で駅周辺環境を適正に管理するとして、牛久駅西口公衆トイレ設置工事に6,493万3,000円を計上してございます。

次に、空家対策課でございますが、歳出につきましては、前年度比24.5%、225万4,000円減の691万9,000円を計上し、引き続き管理不全の空き家に対し助言・指導の実施、空き家・空き地バンクの利用促進、無料相談会の開催など、空き家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制、空き家の利活用及び管理不全空き家の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、建築住宅課でございますが、歳入につきましては、国庫支出金、市営住宅使用料など、歳入総額は前年度比25.0%、1,649万1,000円減の4,930万円の計上となっております。歳出につきましては、前年度比35.5%、2,606万3,000円減の4,736万1,000円の計上となっております。

令和5年度の主な事業でございますが、建築指導費におきまして木造住宅の耐震化を支援する事業といたしまして16万5,000円、住宅管理費として市営住宅維持補修工事や住宅運営費など3,997万7,000円を計上してございます。

最後に、下水道課となりますが、公共下水道費において下水道事業会計への負担金、補助金、支出金として前年度比2.28%、1,248万8,000円減の5億3,517万2,000円を計上してございます。

以上が、建設部所管の予算概要でございます。

また、先ほど委員長より御報告いただきましたが、道路整備課における事業箇所を示す令和5年度予算位置図、建設部道路整備課その1、その2をサイドブックに掲載させていただいておりますので、御参考にいただければと思います。

以上でございます。

○須藤委員長 これより環境経済部、建設部等所管について質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 3点質問をさせていただきます。

103ページ、有害虫等を駆除する。こちらスズメバチ駆除補助金復活というところでありませんが、昨年の臨時会に提出された決議案によれば、毎年平均200万円の委託料が以前は計上されていたとのことでありますが、今回、約100万円というところで、こちらに関してはこれで足りると考えているのかどうか、確認をしたいと思います。

また、予算が途絶えていた期間ですね、これは大変難しいことだとは思いますが、その間、高額な駆除費用を出したことに對して不満をお持ちの方もいらっしゃるようで、ですからどうしろというのはなかなか難しいんですが、何かケアは考えて、広報等でケアは考えているのかどうか、

確認をしたいと思います。

また、115ページ、ハートフルクーポン事業を支援するにつきまして、同僚議員の一般質問で発行方法の見直しを含め検討しているとの答弁がございましたが、こちらの検討状況について伺いたいと思います。

また、123ページ、空き家の適正管理及び有効活用を推進するにつきまして、リフォームや解体に対する補助金、こちらは個人の資産形成につながるのと考えていないとの答弁でありましたが、引き続き補助金の検討はされていないのかどうか、確認をしたいと思います。

以上となります。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課、飯島です。よろしくお願ひいたします。

1問目の御質問、有害虫等を駆除する事業ですね。こちらの予算額についての御質問なんですが、まず、駆除事業が廃止になる前の令和3年度に、一応、補助金という形ではなくて、こちらはスズメバチの巣の駆除の委託料として計上しておりました。決算額が242万円ということで、こちらにつきましては、市民の方からこういう巣があるということで連絡を受けたときに職員のほうで確認に行きまして、軽易なもの、小さいものであれば職員が自ら駆除をして、それ以外のもの、スズメバチ、オオスズメバチ等の巣は業者にそのまま委託しておりました。委託料、全額駆除費かかってまいりましたので、件数については約180件なんですが、駆除費の全額を委託料として支払っていたということで240万円となっております。

今回、令和5年度で計上いたしました104万3,000円なんですけれども、内訳といたしまして、委託料、これは令和3年度と同様、全額業者さんに委託する金額となっておりますが、緊急を要する場合、通学路等で危険だとか、オオスズメバチがブンブン飛んでいるとかとすごい危険な場合、市民に危害が及ぶおそれがある場合、そういった場合に、空き地であるとか、所有者がいればすぐ連絡は、住んでいらっしゃる場合はすぐ連絡つくんですが、空き地とかでなかなか連絡取れなかったり、遠方などですぐ駆除できないとかいう場合は、緊急対応費として市のほうで駆除をするということで、今回、14万3,000円計上、オオスズメバチとスズメバチの巣の駆除費で計上しております。

また、補助金、今回、4月1日から新たに駆除費の補助金を、市民の個人の方ですね、事業所は除くんですが、個人の方で駆除、基本、御自身で業者さんに依頼していただくんですが、その駆除費用の一部を今回助成させていただこうということで、令和3年度の実績値180件掛ける1件当たり5,000円、ちょっと少ない額であるんですが、一部充てていただきたいということで5,000円掛ける180件で90万円ということで計上させていただきました。こちらは、近隣の市町村の動向、補助金とかの交付の状況ですとかを調べさせていただいて、妥当な金額をちょっと庁内で相談もさせていただきながら、5,000円ということで決定して計上させていただいた次第でございます。

また、令和4年度の分のケアにつきましてなんですが、大分、当課のほうにもお声いただいているところであるんですが、申し訳ないんですが、今のところ、そのようなケアの、遡っての補

助というのは考えておりません。

以上になります。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 おはようございます。商工観光課、大徳です。よろしくお願ひいたします。

ハートフルクーポン券の発行方法の見直しということで、検討状況ということなんですけれども、お答えさせていただきます。今般、一般質問のほうにも同様の、今の質問と同様のものがありましてお答えしたところですので、重複する部分あると思うんですけれども、お答えさせていただきます。

まず、市では、ここ数年、数年来、キャッシュレス化ということで、ハートフルクーポン券の発行方法を見直しはいかかというような質問をいただいています、調査検討しますということで、調査検討を他の自治体ですとか、あとはキャッシュレスは使う事業者さんからお話を聞いたりとかと進めてきたんですけれども、このたび、こちらもお答えした内容ではあるんですが、商工会からもキャッシュレス化という内容で市のほうにお話がありまして、1度、今年まだ1回なんです、商工会と市で会合を持ちまして、お互いの情報交換というような形、まずは情報交換、情報共有という形でのやり取りを行っております。

商工会のほうでもキャッシュレス化というほうに考えは向かっている部分はありまして、こちら、あと、守谷市ですかね、こちら一般質問の中で答弁をさせていただいたんですが、守谷市の場合には、マイナンバーカードの申請数、交付数のアップのための、独自の地域通貨M o r i n f oというのがあるということなんですけれども、そちらとひもづけをするというようなことでマイナンバーカードの申請率のアップを図るというような取組を行ったということで、こちらは、議会で答弁した後なんです、うちの商工観光課の職員と、あとは商工会の商業部会の方数名で視察にも行っているという状況でございます。答弁した以降にも動きは出ているという内容でございます。

まだ商工会と市のほうで1度話し合っただけで1度視察に行ったという状況ですので、進捗としては進んでいないというところではあるんですけれども、かなり前向きな方向で進むような形にはなっておりますので、今後、キャッシュレス化についての移行費用ですとか、毎回のランニングコストですとか、そういったものも検討しながら、キャッシュレス化、ハートフルクーポン券の発行方法の見直しについて議論を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課、柴田です。よろしくお願ひいたします。

先ほど質問のありましたリフォーム、補助金等の検討の件についてお答えいたします。

議会の一般質問の答弁の中でもありましたが、今後課題となってくるということで取り上げさせていただきました。この件につきましては、市のほうも慎重になっておりますので、近隣の市町村の情報をいただきながら、県ともそういう情報を密にしながら、今後検討していくというこ

とで考えております。

また、毎年、空き家の実態調査を行っておりますので、その中でもアンケートをお聞きしながら、どのようなものがあるのかというものを考えながら、なお、空き家バンクの状況もありますので、そちらのほうも見ながら、検討は続けていきたいと思っております。

以上です。

○須藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 スズメバチの予算につきまして、記憶が正しければ、業者に頼む場合は、委託料も非常に単価が以前安く済んでいたと記憶しております。しかし、市民の方が個人で頼むとなると、その金額よりは金額が上がってしまうという実態があるのかどうか、把握している情報があればお示しいただければと思います。

また、ハートフルクーポン券の事業につきまして、近年、早めに売り切れてしまうという状況がありまして、そういった中で、市民の方に購入できる方を限定するといった検討については進んでいるのかどうか、確認をしたいと思います。

あと、空き家対策の補助金につきまして検討されているとのことでありまして、検討はいつ頃までに検討するというふうにお考えであるのか、確認をしたいと思います。

以上となります。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

スズメバチの巣の駆除費なんですが、市で発注した場合、巣の作られた場所ですとか、巣が取れない場所は薬剤の散布の場所とかなによって単価変わってくるんですが、オオスズメバチの巣の駆除で約1件当たり2万3,000円。庭木や軒下の簡単な場所ですぐ取れる場合は1万1,000円ですとか、場所によって、また、薬剤の散布の場所によって単価がまちまちなんですが、一番料金低いもので1万1,000円、一番料金高いもので2万3,000円ということでございます。

一般の方が個別にそれぞれ業者さんに、うちのほうでも市内の業者さん4社ほど、龍ヶ崎市さんも含めて4社ほどあるんですが、そちら御紹介はするんですけども、業者さんによっては、本当に5万円とか、高く取られてしまったというお声もお聞きします。

ただ、私どものほうでは、どこに頼むと安いとか高いとかというのものもあるというの把握はしているんですが、こちらからここは安いですよとかということだとあっせんになってしまいますので、そういったことはちょっと申し訳ないですが教えられないので、業者さんの御紹介のみとさせていただきます。中には、もうネットで検索すると一番上にもう見積り無料とかすぐ伺いますなんて書いて、それを見て申し込んだ人が、もうすごい割高な料金請求されたというのがありますので、そういったものにはお気をつけくださいというようなことはお話はさせていただいているんですが、その金額のことは、ちょっと申し訳ないんですが、やっぱり市で発注はまとめて契約というのもあると、一般の方が個人で頼まれる金額とはちょっと違いが出てしまっているのかなというのがあります。

以上になります。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 商工観光課、大徳です。

ハートフルクーポン券、早めに売り切れてしまうということで、昨年ですかね、1日、2日ぐらいで、昨年じゃないです、すみません、6月です、昨年の6月ですね、売り切れてしまったということで、市民に限定したらどうかというのは、こちらも一般質問等でいただいていたところ

です。  
それで、12月の売出しに、昨年ですね、12月の売出しに際しましては、御住所とお名前を記入していただいて提出してもらって、それと引換えというか、それでハートフルクーポン券を購入いただくというようなことをさせていただきました。

意見として出ていたのが、1日、2日で売れてしまうので買えないという意見と、あとは、1組、1世帯ですか、10万円という限度があるんですけども、何度か並んで買って、10万円だけではなくて何十万円とかというのを買っている方がいるというような情報も、それは定かではないんですけども、いただいているということで、そういったことの抑止につながるよ

うということで、試みとして住所氏名を記入していただいてというのをやってみました。そうしましたところ、1日、2日で売り切れていたものが、市役所だけでも2週間ぐらいは残って

おりました。  
それと、あと、休日に、市役所だと平日しか買えないので、仕事をしているので休日買いたいという声もありましたので、ハートフルクーポン券の売出しをお手伝いというか委託とい

うかお願いしている市内のお店に、3軒だったんですけども、そちらに土日でも売出しをお願いしたいということでお願いをしました。そうしたところ、そちらも、多分、土日で6日間ぐらい、

ですから3週間ぐらいは売り切れずにあつたというような状況。  
今回、そのお名前を書いていただく、土日、商店に協力いただいて売出しをしていただくということで、これまで買いたくても買えなかったという人がかなり買えたのではないかなというよ

その方の元に渡るような形での方法というのは、これからも考えていきたいとは思っております。  
以上です。

○須藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 支援策の検討ということで、いつぐらいでということで御質問がありましたので、お答えいたします。

これは必要性はあるとは思われるんですが、今のところ、検討していつぐらいから始まるという、これは、実際にやる時期というのはちょっと明言できません。

なお、今回、空家対策計画を改定しまして、今後5年間でまた新しい事業がいろいろ入っておりますので、その中で実施できれば行いたいと思います。必要があれば実施していきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 それでは、次。北島委員。

○北島委員 どうも。私からも3点。

まず、予算書101ページ、0108ゼロカーボンのまちづくりを推進する。これ、この環境配慮型機器導入補助金。これは、エネファーム、それから太陽光発電用のバッテリーだと思うんですが、前年度はこの細目なかったんで、比較がちょっと、どこか別のところにあったのか見つけられなかったんですけども、前年度と比べてどうなのかということと、やっぱり、百数十万円から200万円を超えるような機器について、補助額が低いと。これは、エネファームも4万円、バッテリーが5万円でしたか。県の補助制度で、それをそのまま出すと。市として上乗せするというだけでもっと引き上げることができるんじゃないかと思うんですが、その考えあるかどうか。

2つ目は、この前の一般質問でもやりましたが、生ごみ処理機の購入、これ、ページ、107ページになりますが、これ補助率は2分の1と高いんですけども、物そのものの金額はそんなに高くない製品ですが、なかなか広がり少なく、と感じています。この広がりが少ないのは、やっぱり認知度がないからなのか、ごみを減らそうという意識の弱さなのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと。

そして、3つ目が113ページ、家畜の伝染病を予防するというところで、具体的にはどういうことをしようとしているのか。特に、鳥インフルに対して、鳥インフルが流行して卵が値上がりが物すごいということがもう話題になっていますけれども、これ、鳥インフルの対策は何か検討しているのかどうか。

その3点お願いします。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 それでは、お答えいたします。

エネファームと蓄電池の補助金なんですが、令和4年度につきましては、この事業名が地球温暖化対策を推進するという事業名になっておりまして、令和5年度にちょっと事業名を変更させていただいて、ゼロカーボンのまちづくりを推進するという事業になっておりますので、その辺でちょっと前年度の金額が見つからなかったのかなと思いました。変わっておりますので、よろ

しくお願いいたします。金額につきましては、令和4年度も320万円ですので、前年度と本年度、令和5年度は、金額については変更ございません。

エネファームと蓄電池の補助金額が低いということで、上乘せが必要ではないかということなんですが、今回、前年度並みということで計上させていただいておりますが、実は、今年度、LEDのクーポン券を1万1,000、全部で139世帯に2万円配布させていただいて、各家庭でもう換金率も約98%にもなっているところであるんですが、まだ3月分は今使っているところなんですけれども、そういったところで、多くの世帯、1万を超える世帯の方にLEDの照明器具を購入していただいておりますので、その中で少しでも電気量の削減、今、高騰しておりますので、削減をしていただいて、あわせて、ゼロカーボンシティの実現に向けて、二酸化炭素も削減していただくようになると考えております。

今後も、ゼロカーボンシティの実現に向けて、二酸化炭素の削減はもちろん必要になってくる。それにはやはり、蓄電池、エネファームの導入も、ますます電気料も高騰しておりますので、そういった太陽光で発電したものを自分のうちのお宅でためて使うというのはこれからも需要が増えてくるということで、本来であれば件数を増やしたりとか金額を上げたりということも必要ではあるのではないかと考えておりますが、まずはこのLEDの照明に替えたことでどのぐらい二酸化炭素が削減になったかという検証をしまして、その結果、今後、金額をどうするかですとか件数をどうするかとかも協議していきながら、来年度に向けて考えていきたいと思っております。

県に同じ額、5万円ですね、蓄電池の補助金を要望しておりますけれども、40台要望しても毎年度30台で内示が来たりという状況なんですけど、それを引き続き、件数は多く要望していきたいとは考えております。

以上です。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 おはようございます。廃棄物対策課の岩瀬です。

生ごみ処理容器の広がらない理由は何かという形の御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

昨年度、令和3年度なんですけれども、生ごみ処理機、処理容器を申請された方を対象としまして、ちょっとアンケートのほう取りました。そうしたところ、購入のきっかけ、そちらのほうは関心があったからというのが最も多い理由となっておりまして、こちらのほうが全体の38%。その次の理由としまして、堆肥として利用したいよということで27%。この2項目で全体の65%を占めているというような結果がございました。

やっぱり相手に関心を持ってもらうことが一番だと我々も考えてございます。補助金の内容や生ごみ処理容器の内容とかだけではなくて、今、一戸建てだとかマンションだとか、お住まいの環境っていろいろあるとは思いますが、その生活環境に合った広報の仕方、使用方法だとか、マンションであればこういう使い方できますよとか、一戸建てであればこういうものがありますよというような形で、ただ補助金ありますよとかこういったコンポストもありますよということだけじゃなくて、そういった例示みたいな形で取り入れながら、ホームページとか広報誌とか、

あとエコフェスタとかあればそういったところで周知していきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です、よろしくお願いいたします。

家畜伝染病ということで、どういう対策をしているかということなんですけれども、毎年、今回みたいにはやるはやらないにかかわらず、消石灰、入り口もしくは農場周辺にまく消石灰、これ一番対策として広範囲で防除できると言われていますので、消石灰を配布しております。また、消毒液ですね。こちらも入り口のところに、各農場、実際に養鶏、酪農含めて、農場に入る場所には必ず消毒をする場所がありまして、そこに使用する消毒液、こちらのほうを養鶏にかかわらず酪農業者も含めて、市内の業者さんのほうに配布しております。

また、その中でも鳥インフルエンザ対策ということなんですけれども、鳥インフルエンザに特化したということではないんですけれども、同様に、そういった配布のほかに、今年度みたいに全国的に危機的状況になったときという場合には、県のほうから追加で消石灰が大量に配布されます。それを市のほうで養鶏農家さんに配布するんですけれども、こちら、市のほうで配布するのではなくて、私たちが立ち入ることは感染をまた広げるとか持って行ってしまう可能性があるんです。養鶏業者さんのほうに取りに来てもらう形を取っております。取りに来てもらった場所に関しては、それに対して市のほうでまた消毒をします。そういった形で徹底をしております。

ただ、養鶏農家の場合は、鳥インフルエンザはもともと鳥にはある病気の一つなんですけれども、その中の高病原性と言われるもので、水鳥だったりとか渡り鳥、こういったもので感染が拡大すると言われていたんですけれども、そのふんに触れた小動物であったりとか、ほかの野鳥が媒介して広がってしまうということも考えられます。

茨城県の場合は、採卵鶏という、今、卵の値段が上がっている鶏の飼育数なんですけれども、これ全国1位になっております。なので、茨城県、今年度、大体約430万羽程度殺処分していると思いますので、こういった状況も危機的状況であるんですけれども、今のところ、上に防鳥ネットを張ったりとかそういったことはしているんですけれども、一度広がってしまうとなかなか防げないというのが現状です。

前ですと、寒い時期、この時期になるともうおよそ収まって、秋口になるとちょっと始まってみたいな形があったんですけれども、1年中通して結構広がっている状況なので、さらに対策を強化していく。養鶏農家さん、私たちなんか以上に、農家さんというのは危機的状況のことを十分把握していて対策はしているんですけれども、さらに協力して対策していきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 エネファーム、県の補助、市としての独自の上乗せについては、前から何回か聞いたことあるんですが、なかなか前へ進まないということ。

それともう一つ、先ほどの答弁の中にあつたLEDについての補助、今年度限りなのか、それ

とも、今後はもう、効果があれば今後も同様の制度実施するのかどうかについての考えお聞きします。

それから、鳥インフルについては、これちょっと一部に、今の採卵用の鳥のケージ飼いについて、やっぱり密集させている飼い方に問題があるんじゃないかということを知ったことがあるんですが、どのようなお考えか。もちろんもっと広いところでやればコストが上がるから、卵の値段やっぱり上がってしまうことになるかもしれませんが、そこら辺ちょっとお聞きします。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

LEDクーポン券の助成事業なんですけれども、一応コロナ対策の交付金を利用させていただいて今回交付させていただいているので、今年度限りとさせていただいております。また、検証後、その事業が本当に二酸化炭素の削減の効果があつたとか、そういう検証後どうなるかというのは今のところでは分からないんですが、今のところは今年度限りということでございます。

以上です。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

ただいま北島委員のほうからお話があったように、一部ではもともと低病原性の鳥インフルエンザというのは野鳥の中にあつたもので、それを今おっしゃったようにケージで密集して飼うことで、この高病原性鳥インフルエンザに変異するということが言われております。

ただ、卵の値段とコストを考えたときに、放し飼いした場合には当然コストも上がりますし、卵の値段というのが高くなってしまふのが現状であります。スーパーなんかでも売っている卵も、通常の10個1パックのものと、同じように10個1パックでも放し飼いですよとか平飼いですということで高い金額がついているものとあります。その値段で取引が通常できるのであれば、養鶏農家さんもそういったことをするとは思うんですけれども、正直、採卵ですね、採卵鶏の事業というのは、非常に薄利多売ということで、休みもなく、毎日、鶏を飼育している状況ですので、もし鳥インフルエンザ対策ということで放し飼いが可能であれば、それは最も私もいい方法だとは考えておりますけれども、その費用対効果といいますか、事業としての利益性を考えたときには、やはり今の鶏舎を使って、ある程度、ケージの中で数を飼うというのが致し方ないのかなど。それによって卵の値段というのは今までもほぼ値上がりすることなく来ていたものであるもので、より対策をしっかりすることで、卵の値段を、食べやすい値段という言い方はよくないのかもしれないんですけれども、継続していければと考えております。

以上です。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 先ほど答弁にあつたLEDの電力削減の効果、これは、一般家庭で相当LED対象になるので、どういう方法でその効果を検証するのか、ちょっと教えていただければありがたいです。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

一般家庭での、例えば蛍光灯からLEDの照明器具に替えた場合ですが、電気料が約3割ぐらい減るということは、ちょっと調べたら書かれていまして、また、その1本当たりLEDの照明器具が4万時間ぐらいもつみたいなんです、その4万時間で約1トンの二酸化炭素を削減するというふうに言われていまして、それで計算すると、大体1万1,000世帯で計算すると、年間800トンぐらい何か減るという試算、私が計算してみたんですけども、なので、それが1本当たりなので、一般家庭で2万円分でどのぐらい替えたかちょっと分からないんですけども、3か所ぐらい替えられたとしたら、その3倍ぐらいにはなるのかなとは思っています。

また、環境省からの報告書の中で、牛久市でどのぐらい削減になったかというのがどのぐらいの後に報告があるのか、ちょっと私も申し訳ないんですけど把握していないんですけど、そういったものも検証の材料とさせていただきます、LEDにしなかったときの場合、減り方と、LEDにした減り方がやっぱり違う、目で見ると違うなというのが分かれば、今後の継続していくかという判断の材料にもなるのかなとは考えております。

○須藤委員長 それでは、ほかに質疑のある方。池辺委員。

○池辺委員 おはようございます。よろしくお願いします。

私も3問質問させていただきます。

先ほど、伊藤委員のほうからもあったように、ページ数が115ページ、0106ハートフルクーポン券事業を支援する。その部分で、先ほど、次長のほうから、牛久市の事業者支援という形が大事なんだということで、私もそのとおりでと思います。守谷市に商工会の方々と何か視察に行かれたということちょっと伺ったんですけども、守谷市は何か限定でという形でマイナポイントの、何ですか、マイナポイントをつくる人を増やしたいというふうな形のもので何かやられたというような形で今伺ったんですけども、答弁もそのような形聞いたんですけども、私、私の会派のほうで視察に行くと、私も含めて同僚議員、うちのほうの会派の議員は、もう一般質問で何度もそのキャッシュレス化というのうたってきたんですけども、特にコロナ禍の中で、何ていうんでしょうね、コンビニで貼ってあったじゃないですか、例えばキャッシュレスを推進しますという。でも、市の中ではそれを受け入れてもらえなくて駄目だった経緯があったので、今これやってもらえるということはすごいうれしいんですけども、これ、例えば、もう、そうしますと、先ほど言ったように売れ、売れ……、何ていうんだろうな、そのハートフルクーポン券の売れる……、買うときに、例えば、先ほどなくなっちゃったとか何とか言うじゃないですか。それで、名前を書いてもらったら、何ていうんですか、日数が延びたというような答弁があったんですけども、私は、その1万円を持っていないと土俵に上がれないじゃないですか、例えばハートフルクーポン券って。だから、チャージ式のもので考えたらいいかんと思っています。その辺のところはどういうふうに考えていくのかというのが、検討するというのはどういふことを検討するのかという、そういうことを具体的に検討していくのか。それとも、何ていうんですかね、そのポイントにしても何にしてもそうなんですけれども、そのポイントが例えば、仮に1億円のポイント分、プレミアム分があるとしたら、それを例えばチャージして行って、だ

んだんに減っていけば、市民は分かるわけですよ。それで、例えば、チャージした時にもうポイントがつかなければ、ポイントがつかないんだなって。そういうふうな形で分かるから、キャッシュレスにするにも、そのチャージ式のものがいいのかなみたいな。あとは、例えば、廃棄物対策課とか何かとあれして、何ていうんでしょう、例えばごみを減らしたらポイントがつくとか、缶を例えばこれだけやってきてこういうふうに持ってくればポイントがつくみたいな。それで、結局、そのポイントというのは牛久市の中でしか使えないわけだから、そういうふうなことも考えていただきたい。これなかなか難しいでしょうけれども、答弁するのは、せっかく予算をつけていくんならそういうことを考えてもらいたいねということが、これ1つ目のあれで。

次は、119ページです。これ0106道路舗装を計画的に修繕するの事業で、委託金は460万円とありますけれども、具体的な内容はどのようなものなのかということが、これが2問目の質問で、もちろん委員長から先ほど言われたように、地図も添付してあるんですけれども、具体的にどんなふうな形なのかということ。

同じく100、同じページです、0106道路舗装を計画的に修繕するの事業で、これ、舗装修繕工事として、やはりこれ予算がついていると思うんですけれども、これ具体的に何か所ぐらいいやっていくのかというのを伺いたしたいと思います。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 商工観光課、大徳です。

今、池辺委員からお話というか御質問ありました内容、これ、御質問の中でもありましたけれども、池辺委員の会派の方からも何度か御質問をいただいています、そのたびに、検討するという事でお答えはしてきました。

先ほど、伊藤委員への答弁のとおりではあるんですけれども、商工会とようやくタグを組んでというか、情報共有をして前に進んでいきたいと思いますということで、キャッシュレス化に向けての第一歩を踏み出したというところが現状ではございます。

今後どういった方法でやるのかというのは進めていくしかないところではあるんですけれども、こちらも以前から池辺委員からも御提案はいただいています、1万円がなくては、1万円以上なくては買えないのかというようなところもあって、1,000円、2,000円から買って市内で使うという、事業者支援ということ、その二重、二重というか、当然少ない金額からで市内の事業者の支援ができるという、確かにこれは理想だと思いますし、やっているところも、これ広島県でしたかね、視察に行かれたということで、そのお話なんかも伺っているところではあるんですけれども、そういったキャッシュレス化するに当たって、ただ、今、紙のものをキャッシュにして1万円単位でやるのかということのも一つだと思いますし、それを1万円ということの縛りではなくてそれ以下でもできて、当然、市内の事業者支援につながるというような、そういう考え方も当然あると思いますので、まだ、申し訳ないんですけれども、これ本当に一歩踏み出したということですので、いろいろな可能性を考えた上でどういった形で進めていくかということの今後の課題として頂戴して検討させていただきたいと思いますので、今日この場ではこの答弁でお許しいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課、加藤です。よろしくお願いします。

まず、1点目のほうの道路舗装を計画的に修繕するという事業の委託料460万円という形で計上しているんですけども、こちらの具体的な内容ということなんですけれども、こちら対象箇所としましては、ひたち野うしく駅の東口ですね。こちらの歩道が、今、平板ブロックという白い平板ブロックがあるんですけども、こちらが老朽化もありまして大分ちょっとがたついたり割れたりという被害がひどい状況でして、その都度応急的に舗装等で修繕等はしているんですけども、来年度の予算の中でこの測量と実施設計ということで、ひたち野うしく駅の東口の歩道部分の全体的な、工法等も含めまして、測量と設計ということで計上して、また次年度以降それに向けてやっていくということで計上させていただいている内容になります。

続きまして、2点目のほうの同じ事業の中の工事舗装修繕の工事費ということで、1億6,300万円という形で計上しているところの具体的な箇所ということなんですけれども、皆様の方にお配りさせていただいている位置図のほうにも計上させていただいたんですけども、まず6路線ありまして、その1のほうでは、まずカントリーラインですかね。ずっと近年継続的に修繕している路線なんですけれども、こちら県道の土浦竜ヶ崎線付近のカントリーラインと、あと市道8号線ということで東洋大牛久高校の南側辺りになるんですけども、こちらの部分と、あと国道408から愛和病院までの入り口の路線になります市道249号線、それと市道4号線、これ上柏田の外周部分の道路になるんですけども、こちらのほうの4号線の舗装修繕ということで計上しております。こちらが4路線。

その2のほう、こちらのほうで、県道美浦栄線の県道からの桂工業団地入り口への市道2473号線、それと、奥原のほうになるんですけども、工業団地の外側になるんですけども、こちらの2315号線、こちらの2路線の合わせて6路線の舗装関係の修繕として計上しております。

以上です。

○須藤委員長 ここで、委員の皆様、執行部の皆様をお願いをしたいと思います。

今、1時間たっているんですけども、多くの皆様に限られた時間の中で審議をしていただくために、質疑のほうも的確な内容、背景を語っていただくのは結構なんですけども、的確にコンパクトをお願いしたいと思います。答弁も一般質問にかみ合うようなものになってしまうと広がってしまいますので、令和5年度予算ということを中心に考えておりますので、その点はお含みおきいただきながら御答弁のほうをお願いしたいと思います。

それでは、質疑継続いたします。池辺委員。

○池辺委員 道路のほうだけちょっと再質入れたいんですけども、これ、令和5年度について、これ6か所6路線というんですか、これを選定されているようなんですけれども、これ、この6路線を選ぶに当たって、何かこう、どんな形でやるのか、何かやり方みたいなのがもしもあってやるのであれば、そのやり方とか、何かこう、策定の何かがあるのであれば教えていただきたいので、よろしくお願いします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 こちらの道路は舗装の修繕の計画ということで、その路線の選定の決め方というか、どういうふうな形で決めているのかということになるんですけども、こちらのほうは、一応、平成29年に舗装修繕計画というものを、市内の市道、幹線道路をメインになんですけれども、計画を策定しております、そちらの内容が、舗装のひび割れ具合ですとか破損状況、そういったものを調査して、路線の優先度や緊急度を含めて総合的に判断して、修繕路線というのを5か年の計画の中で選定しております。こちら平成29年度に計画のほう策定しまして、その一応、最終年度というか、という形での令和5年度の今回の6路線ということで計上させております。

ですので、一応、今年度、令和4年度も当初の計画策定から5年目を迎えて、5年ごとに更新という形でやっております、令和6年度以降については、またその新たな計画に基づいて、そういった破損状況等を調査して、修繕する路線、箇所、範囲等決めておりますので、今回の選定路線、6路線の選定につきましても、舗装修繕計画というものを策定して、それに基づいて選定している状況でございます。

以上です。

○須藤委員長 それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分休憩

---

午前11時15分開議

○須藤委員長 それでは、議事を継続いたします。

質疑のある方。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

まず、商工観光のほうです。115ページになります。

牛久市観光協会を支援するというので、その次の117ページですね、いばらき自慢運営補助金というのがございます。これ令和2年度から行われていると思うのですが、この補助金の金額の推移をまずは伺います。

それから、私のほうで電気の使用料を、一覧を資料として請求させていただいたんですが、これ見ますと本当に上がっていて、3倍近く、令和4年度が3億5,000万円が、今回9億2,000万円ということで、かなりの高額になっているんですが、前に伺ったときに、新電力の方たちが撤退して、東京、何だっけ、東京電力最終保障制度とかいうところになったというお話は伺ったのですが、令和5年度はそのあたりはどうなっていくのか、契約のほうですね、伺いたいと思います。

そして、農業委員会のほうです。109ページ、0101の農業委員会を運営するというところで、昨今、農地を外国人の方が耕作しているというのでちょっと不安に思う方のお声を耳にしまして、今、農地の所有権移転というんですか、その許可というのを農業委員会を出していると思うんですが、その件数が年間何件ぐらいあって、そのうち外国籍というのか、そういう方た

ちの件数というのは何件くらいあるかというのを把握していらっしゃったらお伺いしたいと思います。

以上3件です。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 商工観光課、大徳です。

いばらき自慢の補助金の補助金額の推移ということですので、申し上げます。令和2年度81万1,020円、令和3年度902万円、令和4年度857万6,274円、そして令和5年度の予算計上額でございますが924万5,000円、予算書にあるとおりでございます。

以上です。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 電気料の契約についてお答えいたします。

現在は、東京電力パワーグリッドの最終保障供給制度というところで契約をしまして、大変、電気料がもう倍になってしまっている状況ではござ……、前年度に比べてですね、倍になってしまっている状況ではございますが、去年の10月に東京電力エナジーパートナーというところで標準メニューの募集を行いまして、そちらに切り替えることが可能になりまして、ただ、そちらが供給量に上限があるので、先着順といいますか早い者勝ちみたいな感じで募集がありましたので、うちの課の担当がもう募集開始の時間になったら一所懸命応募しまして、無事、今日契約できることとなりました。4月1日からその標準メニューのほうに切替えとなることによりまして、基本料金で大体16%ぐらい下がります。また、従量料金、使用量に応じて請求される分につきましても約1割下がる。施設によっては、基本料金が4割ぐらい下がる施設等もございますので、今よりは下がってくる。ただ、東電のほうで経済産業省のほうに値上げの申請をしているというのが29%ほどなんです、それが認められてしまった場合は6月1日からまた値上げをされることは予想されますので、またそういった場合は、またその標準メニューの金額も変わってくるのかなと思いますが、今の現状では4月1日からその料金で各課で計上しているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 農業委員会事務局、榎本です。

御質問がありました、まず、所有権移転の件数についてお答えいたします。

過去3年間の所有権移転の件数ですが、こちら農地法の第3条の許可の件数に当たりますが、令和2年27件、令和3年25件、令和4年28件となっております。

御質問にありました外国人が耕作をしているということなんですけれども、実際、外国人が所有権を取得した例はないんですけれども、実際に、農地所有適格法人といいまして農地を所有することができる法人、実際、牛久市内で農地を所有している法人が、今、7団体ありますが、その中で1団体は実働が外国の方が現場で作業なさっているということで、いろいろ問合せがある団体があります。そちら阿見町に拠点を擁する団体でして、自己所有と借入地と合わせて14へ

クータルほどの農地を経営している団体なんですけど、牛久市だけではなく、龍ヶ崎市、阿見町、かすみがうら市からも耕作証明が発行されている団体でして、こちらの団体につきましては、令和3年に1か所、令和4年2か所の市内の農地を取得しております。

以上になります。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 いばらき自慢の金額、今お尋ねしたところなんですけれども、この補助金ですね、この補助金が創設されたときの基本方針というのがたしかありました。3年間ですね、3年間でするので、3年目の令和4年度には効果の検証をするということになっていたと思います。この補助金に関してどのような検証をされたのかということをお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの電気料は、そうすると今ここにお示しいただいた9億2,000万円という数字は、新しいエナジーパートナーになってからの金額ということで、6月になるとこの金額よりもっと上がる可能性もあるということでもよろしいですか。はい、分かりました。それは結構です。

じゃあ農業委員会のほうなんですけれども、あと、太陽光発電ですね。私も総会の議事録ちょっと見せていただいたんですけれども、この転用で太陽光パネル、太陽光発電にしているものも数多くあったと思います。営農型というのと普通の太陽光というのと、ちょっとそこら辺の説明も含めて、何件ぐらいその転用の中に占めているのかということ、数字把握していらっしゃれば伺いたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 いばらき自慢の補助金の効果検証ということで、お答えをいたします。

効果検証としまして、いばらき自慢の、いばらき自慢というのは2つの側面ありまして、観光案内所としての側面と、あとは地域の物産館としてということで、効果検証というのもその視点からなんですけれども、まず、あちらで、いばらき自慢で取り扱っている、牛久市を中心に茨城県内、県外も一部あるんですけれども、のお土産物を取り扱っています。

こちらにつきまして、まず売上額で言いますと、月当たりの平均でお話しします。まず、令和2年、オープンした年ですね、月当たり67万6,000円の売上げに対しまして、令和3年度が74万7,000円、令和4年度76万4,000円で、令和4年度が令和2年度に対して1.13倍の伸びになっている。売上げは伸びています。

それと、取扱いの店舗数なんですけど、店舗数がオープン時17店舗だったのが、令和4年度の最終が51店舗。取扱いの品目については、オープン時80品目、これが令和4年度で387品目ということで、売上げのほうは微増というところではあるんですけれども、店舗数、品目数というのは着実に伸びております。

それと、観光案内としての側面なんですけれども、観光案内としての機能としては、通常、月に平均600から700の方がこちらに御来店されるということなんですけれども、観光ポイ

ントですとか公共交通機関についての案内業務については年間で十数件程度というところで、こちらは3年間たっても変わっていない部分はあるんですけども、こちらは引き続きというか、さらなるPRというか、このいばらき自慢の存在自体をアピールしていく必要があるなというようなことを考えております。

それと、昨年度ですけれども、JR東日本の企画しました駅からハイキングというものがありまして、10月1日から16日まで開催されたんですけども、こちらいばらき自慢を起点にしまして、そこから市内を巡っていただくということで、土日中心に半月のイベントだったんですけども、400名以上の参加者があったということで報告を受けています。

こうしたように、駅前という好立地の場所にありますので、今後につきましても、観光イベントですとか、そういったイベントの起点となるような場所としていばらき自慢活用していきたいというふうに今後考えております。

以上です。

○須藤委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 ただいま質問にありました、営農型太陽光と太陽光発電の違い、あと件数等について、お答えさせていただきます。

まず、営農型太陽光発電といいますのは、農地の、地上ではそのまま農業を継続しながら、大体2メートルぐらいの高さのところ足場を立てて、その上に太陽光発電パネルを設置することによって、上部で太陽光発電をしながら下で農業を継続するという、それを営農型太陽光発電と呼んでおります。

やり方といたしましては、区分地上権を設定しまして、地上部の権利と、あと上空部の権利、それを設けまして、その上部の権利を土地の所有者がそのまま太陽光発電の事業を実施する場合と、あと区分地上権をまた別な太陽光の事業者へ賃貸なり転売なりしまして、権利を移転して太陽光発電をする場合もございます。

太陽光発電につきましても、土地の所有者がそのまま農地を転用して行う場合と、あと、権利の移転を伴う転用と2パターンがあるんですけども、件数といたしましては、農地の所有者が御自身で太陽光発電を行う、その場合、農地法の4条の許可になりますが、令和元年に2件、あと令和4年に1件、計3件ございます。あと、権利の移転を伴う転用として太陽光発電を行っているものが平成元年に8件、うち営農型の太陽光発電が2件、令和2年7件、令和3年12件、令和4年8件、うち営農型太陽光が2件あります。

なお、現在、営農型の太陽光発電は市内で7か所ございまして、区分地上権の設定につきましては、下部の農地を営農している方は、認定農業者でない方の場合には3年更新、あと、認定農業者の場合は10年更新になっております。そのうち3か所につきまして3年更新を迎えております。

状況としては以上になります。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

先ほど、いばらき自慢でJRの東日本の私もそれを拝見したところですが、たくさんの方が見えていました。でも、ちょっとJRといばらき自慢との連携が取れていなくて、ちょっとトラブルがあったということも伺っています。せっかく牛久にハイキングで来てくださった方にそういったトラブルがあると、本当に残念だなと私は思ったところです。ですので、そこら辺はちょっと連携取って、せっかく来てくださった方がまた再び訪れたいと思ってくださるような牛久市であるような努力はしていただきたいなど、これは私の意見です。

あと、太陽光に関しては、件数もそこそこあるわけなんですけれども、近隣の方のトラブルと  
いうのか、そういったものの御意見と  
いうか、そういう御相談みたいなものは今まであったことがあるのかというところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 太陽光についてトラブルがあったかということなんですけれども、町なかにあるような、御近所からまぶしいとか、あと熱とか、そういうトラブルはないんですけども、草刈りなどを行わずに周辺の農地に影響が出ているのではないかと  
いうような、そういう御意見が出たことはあります。ただ、こちらの太陽光発電にしましても、農地パトロールで毎月2回パトロールしているもののうち、農地の転用されたものにつきましては1年後に現地の状況を確認するパトロールを行っておりまして、その中で管理不適切なものについては指導しております。

以上になります。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。藤田委員。

○藤田委員 お願いいたします。111ページ、0106農地の風による土ぼこりを防止する。これは、市のほうに住民からこの土ぼこりについて苦情が入っているかどうか。また、その防止というのはどのような内容なのか。

次に、115ページ、0101観光施設の美観を保つという中の工事請負費の中で、アヤメ園の改修工事について伺います。

次に、127ページ、0101市営住宅の建物を維持管理するということで、こちらでも工事請負費の外構工事と維持補修工事の内容。また、今現在の市営住宅の空き状況について伺います。

以上3点です。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

まず、土ぼこり対策ということで苦情の件数はあるのかということなんですけれども、年によってもこれはもちろんまちまちなんですけれども、最近は大分減ってきておりまして、昨年度はたしかなかった、今年度もですね、なかったかと思えます。

対策としましては、くず麦ですね、麦を生産している農家さんから出荷のレベルまで達していない麦を安く購入させていただきまして、そちらを配布して、冬、農閑期の時期に、畑を使わない時期にまいていただいて、大体10月から11月ぐらいにまいていただいて、発芽をさせて、

それで土が飛ばないようにするというような対策を取らせていただいております。

以上です。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 アヤメ園の改修工事についてなんですけれども、こちらアヤメ園の入り口、駐車場から道路渡って階段を下りていくところがあるんですけれども、そちらの階段下りた下が水路が流れていまして、そこにベニヤ板みたいな板を置いてあるような形になっているんですけれども、そちらがちょっと歩くとぶかぶかするというようなことになっておりまして、あと、そこに、階段についている手すりも手作りのものなので、その改修、その手すりや床板の改修ということで予定をしております。

以上です。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課、高野です。市営住宅の維持補修についての御質問にお答えします。

まず、工事請負費について、外構工事とその他工事の内容ですけれども、まず、外構工事のほうですが、南裏第2住宅のほうの外構のフェンスが大分傾いてきてしまっていたりということで、こちらが201万8,663円の予定をしています。

その他の維持補修工事ですけれども、神谷住宅の給水ポンプ工事が262万9,000円、神谷住宅7号棟の改修工事が1,523万5,000円、南裏住宅浴室改修工事が352万円。それから、空き室、RC鉄筋コンクリートのほうの空き室改修工事、こちら2室予定をしまして446万3,800円。それから、最後に、緊急対応工事として145万円を計上しているところです。

それから、現在の市営住宅の入居状況ですけれども、管理戸数が266戸ありまして、入居している世帯数は188戸、空き家が78軒となっています。こちらは木造のものも含まれています。それで、これからも使っていく鉄筋コンクリートのほうについては、今、51軒の空き家がある状況となっています。

以上です。

○須藤委員長 藤田委員。

○藤田委員 1点だけ。アヤメ園のほうなんですけれども、ベンチ老朽化していると思うんですけれども、こちらのほう改修工事に入っているか教えてください。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 ベンチのほう確かに老朽化しておりまして、もうほとんどが使えないような状態だということも伺っておりまして、こちら工事のほうに、工事の予算には入っていないです。今、公園等のベンチは、都市計画課のほうでですかね、手作りで作ってというような形で置いているというのもありまして、見ていただいたりもしたんですけれども、実はなかなか手作りでは作れるような代物ではなくなってしまっていて、ただ、今、雲魚亭、河童の碑、河童の碑のところにも幾つかベンチがあって、可動式のものがありまして、あそこが竹が密

生していて、もうベンチに座って見られ……、下の沼のほうが見渡せないということで、そのものを動かそうとか、あとは、備品として金額的には何十万円、何百万円とかとするものではないので、予算取りはしていないんですけれども、何とか、今、既存のものを使ったりとかというところでやっていこうかなというところは考えているところです。

以上です。

○須藤委員長 ほかに。市川委員。

○市川委員 それでは、お願いします。

まず、環境政策課なんですけど、の103ページに2つあるんですが、牛久沼や霞ヶ浦の水質浄化を支援すると、河川の水質を監視して調査分析する。ちょっと同じようなことを聞きたいので、2つまとめて1つの質問させていただきます。

今、TX沿線で住宅がどんどん増えて、やはり稲荷川の流入河川に水質の問題が結構出てきていると思うんですね。それが牛久沼に流れ込んでくるという中で、やはりその影響、水質もそうなんですけど、水位の上昇というのも前から言われていると思うんですけど、その点、特に今現在ちょっとこれは危惧するというようなものがあるかどうか、その点についてお聞きします。

あと、農業政策課なんですけれども、認定農家を育成するというので、今後、新たな新規就農者、取り組もうという、今、令和5年度ではそのような意向があるのかどうか、お聞きします。

あと、先ほど来出ている牛久市観光協会を支援するという中で、いばらき自慢ということで、それなりの成果は徐々に上げてきているということですが、やはりもう少し季節物に合わせた店づくりだとか、いわゆるその、ちょっと最近の確認していないんですけれども、パーティション等々で仕切って、何かどうしても見た目がそのまま、何ていうんですかね、延長上になっちゃうということで、せっかくですからそのいばらき自慢、観光アクセスポイントとして考えているのかどうか。

あと、ホームページ、これ私ずっと言っているんですけど、観光協会のホームページ、全然魅力がないんですよ。ですから、その点、まず取っかかりのシャトーをメインにするのは構わないんですけど、牛久シャトーの同じ絵柄がずっと流れているだけであって、せっかく桜の時期のシャトーだとかそういうものを取り上げるべきだと思うんですけど、その点についてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 御質問の稲荷川の水質の悪化、また、水位の上昇等について把握しているかという御質問にお答えいたします。

稲荷川につきましては、こちら2つの事業があるんですが、河川の水質を監視して調査分析するという事業で、公共用水域の水質分析調査というのを委託しているのがまず1点。10河川11か所及び排水路3か所の水質の分析を96回行ってまして、奇数月に調査をしている、水質の調査をしております。また、水質監視員さんという方が市内15名いらっしゃいまして、そのうち2名の方が、稲荷川を2か所ずつ、4か所ですね、計4か所、毎月2回、水質の検査をしていただいて、透明度とかも、長いビ、何ていうんでしょう、ところに水を入れて上から見たりし

て、何か検査していただいているんですが、そういう検査を行っていただいているんですが、今のところ、基準値を超えるような汚染とかそういったものは、毎月確認はさせていただき、あと奇数月ですね、確認結果で上がってくるんですが、そのようなことは出ていない現状です。ちょっと移り変わりはあるんですが、基準値を超えたというのは、今のところないという状況でございます。

また、水位につきましては、申し訳ないんですが、ちょっと私のほうでは把握はしていないんですけれども、気象状況にもよるとは思うんですが、ちょっと確認は申し訳ないんですができておりません。

それで、水質の、牛久沼の水質の浄化というのは、こちら牛久沼や霞ヶ浦の水質浄化を支援するというところで、牛久沼の流域水質浄化対策協議会というのがあるんですけれども、こちらでも、水質について浄化の取組は牛久沼周辺の清掃作業とかして、各市町村ごとにしていたりとか、あと牛久市独自であるんですけれども、稲荷川のほうにウナギの稚魚放流したりして、それが水質浄化に少しはつながるのではないかとということで、毎年そちらのほうは実施。今回、今年度はあいにく悪天候で中止にはなってしまったんですけれども、稚魚だけは放流させていただいたりしているんですが、そういった浄化の取組もさせていただいているところでございます。

以上です。

**○須藤委員長** 農業政策課長。

**○神戸農業政策課長** 新規就農者を増やす意向はあるのかということなんですけれども、もちろん増やしていきたいと考えております。令和5年度、新規就農者見込みとしては、現時点では1名を候補として見込んでおります。ただ、本議会の一般質問のほうでも御答弁しましたとおり、就農相談、数多くありますけれども、決して楽なものではないと。それで非常に難しい部分もありますけれども、本気で農業に取り組みたいという意向の方には、考え得る全てのもの、資金、栽培計画、作物補助面積、出荷先、住居含めて、全て全面的にサポートしてまいりたいと考えております。

以上です。

**○須藤委員長** 環境経済部次長兼商工観光課長。

**○大徳環境経済部次長兼商工観光課長** 商工観光課、大徳です。

観光協会、いばらき自慢含めてなんですけれども、季節に合わせた店づくりですとか、パーティションで仕切れないかということなんなんですけれども、今回、昨年ですかね、場所が移動というか変わりました、これまではだだっ広い中に真ん中であって、四方がもう壁が全くないというような状態だったものが、現在の場所は、2方向、壁に囲まれていて、2辺が壁がない状況ですので、パーティションですか、今回、今、場所が移ってからのほうがいばらき自慢というの分かりやすいというような場所になっていると思うので、あとはそこまでの動線ですとかというの考える必要はあると思いますので、そちらは取り組んでいきたいと思います。もちろん、あと季節に合わせて店づくりをするというのも、こちらもそのように、いつも同じようなものではなくて魅力のある施設に、ものにするためにはそういったことも必要だと思いますので、こちらも検討

していきます。

また、ホームページの更新も、これも市川委員からも前からお話はあったところなんですけれども、1度更新をしたんですが、そこでまた止まっているということで、ちょうど今、桜が咲いているという時期ですので、例えば、シャトーをトップページにずっと今持ってきているところなんですけれども、四季のシャトーというようなところで更新をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 牛久沼の水質がやっぱり懸念されるところが、これはつくばのほうでも、やはり流入河川によってところどころため池的なところにやはり水質の悪化が見られていると。それは急激なる住宅の張りつきということで、しゅんせつしたり、結構大規模につくばみらいのほうなんかもずっとやっていたと思うんですね。やっぱり最終的に牛久沼に流れ込んでくるというところで、そこから今度、いわゆる小貝川から利根川に流れていくということなんですけど、やはり、せっかくかっぱの小径だとかアヤメ園もそうですし、キャンプ場もできて、いわゆる観光地の一つの場所にもなってくると思うので、そういうところでは、やはり水質等々の悪化を防ぐような、これだけもう毎月、奇数月に2回やっているということですので、そこをさらなる強化というわけではないんですけども、十分に注意していただいて、今後ともやっていただければなと思っています。

あと、新規就農者、やはり1名一応予定しているということですが、特に、一時、昨年ですかね、ブロッコリーでしたっけ、を上げていくというようなこともあったんですが、今後、展開として、新たな品種をやっていく農家さんを育成していくなんていうことがもしあればお聞きしたいと思います。

あと、観光協会のほうですけども、ホームページもいろいろその時期に合わせて変えていただけると、今、次長の答弁があったので、楽しみにそれは見ていきたいと思っています。

ただ、先ほどほかの同僚委員からもありましたが、せっかくの牛久市の窓口になって、そこからいろいろなものが展開されていくと思うので、そういうところでは柔軟性持って、さっき言ったJRとのやつもそうです。私、行きたかった、行けなかったんですけども、そのときは。その点、今後も新たな展開として、シャトーの復活という意味合いも兼ねて、いばらき自慢の役割は大きいと思うので、その点、今後、今年、令和5年度ですね、新たなもし取組が今の段階であるのであればお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

新たな品種の取組、品物ですね、の取組ということで、ブロッコリー、近年盛んに栽培されたんですけども、皆さん御存じのとおり、全国的に価格が高かった時期に大勢の農家さんが参入しました。その結果、市場価格は一気に落ちまして、牛久市のブロッコリーの生産者も極端に減っております。実際には恐らく10人いるかないかという状況になっております。

今後、新しい作物ということなんですけれども、こちらについて市のほうで主導してということとはなかなか難しいものもありまして、農家さんの栽培形態だったりとか、そういったことを鑑みて、サポートできるものについてはサポートしていきたいと考えておりますが、現在のところは、銘柄を取っています大根、あとは非常に参入するのは難しいんですけれども小菊。その2つを軸として農業のほうは推進させていただきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 いばらき自慢を起点にした観光ということで、確かに駅前という立地ということですので、起点にして何かを、イベントをやりたいと思っておりますけれども、今のところ、今年度、令和5年度ですか、ここを起点にしてというようなものは、今のところ考えてはいないんですけれども、例えば昨年度の駅からハイキングのような、そういったJRからの働きかけですとかそういったものが何かあった場合には、駅、牛久駅を起点とした何かということで、いばらき自慢をスタートにしてというようなことは積極的に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、101ページです。101ページの一番上、0103飼い犬を登録し狂犬病を予防するという事業なんです。これは例年やっている事業だと思うんですけれども、この補助金ですね。犬猫の避妊去勢手術の補助金ということなんですけれども、獣医師に対するものだと思うんですけれども、去年の、昨年というか実績ですね。

それとあと、保護猫の譲渡会というのがあったと思うんですけれども、そういうのが来年度についてはどうなのかというところを伺いたい、いたしたいと思います。

同じページの0109バイオマスタウン構想ですね。これなんですけれども、ここの委託料のところにもありますが、BDFとペレットの内容ですね。グリーンファームのほうに委託をしていると思うんですけれども、これからの販売先ですね、そういうような問題についての考えを伺いたいと思います。

それと、111ページなんですけれども、0110環境保全型農業を支援するというものです。交付金ということなんです、この事業の内容ですね、それを伺いたいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

まず、不妊去勢費補助金の交付状況なんですけれども、令和4年度が2月現在で、飼い主のいる犬猫の不妊去勢の件数が合計238件、飼い主のいない猫の不妊去勢手術件数が96件となっております。今回、3月補正でちょっと飼い主のいない猫の不妊去勢手術の件数が見込みより多くなったことに伴いまして、31万6,000円の増額補正をさせていただいているところです。3月までの申請を見ましても、ぎりぎり増額補正させていただいても足りるか、ちょっと1件ぐらい翌年度に手術を延ばしていただくような、ちょっと足りないかなというぐらいで推移してい

るところでございます。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の来年度の件数でございますが、すみません、ちょっと後でまたお答えさせていただきます。すみません。

続きまして、バイオマスタウン構想を運用するのペレットやBDFの販売先ですね。こちらについて先にお答えさせていただきます。

こちら、今年度もひたち海浜公園で行ったイベントですとか、そこに発電の発電者のほうにBDFを供給させていただいたり、また、土浦にあります日立建機という会社で、作業用の車のほうに試験的にBDFを使用させていただいたりということ、1,000リットルですね、まず試験的に11月から使用させていただいておまして、それが今、問題なく利用されているということなので、それは、来年度5,000リットルぐらいを供給させていただけないかというお話が来ているところでございます。

また、B5軽油といいまして、軽油の中にBDFを5%混ぜてB5軽油として販売すれば、一般の軽油と同じように車、一般車両で、ディーゼル車で利用できるということでございますので、それをダイキアクシスという会社でB5軽油を製造して販売するというので、今、準備を市内、市の近隣の市にその拠点をつくるべく、今、準備をしているところでございます。そちらができて、その軽油を精製するのにまたBDFの需要がそれで見込まれておりますので、来年度は大分BDFのほうの販売先も増えてくるものと思いますし、今回収入の予算額も増やさせていただいているところでございます。

あと、ペレットについては、なかなか自家消費分がほとんどといいますか、半分以上は自家消費分ということで、販売先をもっと増やしていかなくてはいけないということであるんですが、製造費も、燃料費等の製造にかかるコストもだんだん上がってきて、年々上がってきていることも踏まえて、今のままでその単価がいいのかということもちょっと考えまして、今後、製造費に見合った単価にちょっと引き上げさせていただくということも今考えているところでございます。ペレットの販売先については、今後も拡大できるようにちょっと考えていきたいとは思っております。

飼い主のいない猫の補助金については、また、すみませんが後でお答えさせていただきます。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 環境保全型農業を支援するの具体的な内容ということで、この事業、牛久市で取り組むものは、環境に配慮した土づくりを目指しまして化学肥料を5割低減することを目的として取り組んでいくものです。過去にも牛久のほうでは取り組んでいたんですけども、この補助対象となるのは、実施経営体が2つ以上で同じ取組というルールがございます。その後、実施経営体が減少したことで補助ができなくなりまして実施していなかったんですが、今回、新たに3経営体が復活するということなので、補助のほうも復活するということになります。

補助率につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1。補助額は10アール6,000円。具体的には、牛久市の場合だと、カバークロップと言われる作物、主にヒマワリであったりとかソルゴー、あと田助、あまりヒマワリ以外はなかなか聞きなれない作物かと思えますけれ

ども、実際に栽培する作物とは違う作物を農閑期前後、作物を栽培する前後どちらかに栽培しまして、それを収穫するとかそういったことをせずに、そのままロータリーをかけてすき込んでしまって、緑肥として使います。緑の肥料と書きます。肥料の代わりとして使うという、その事業になります。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 すみません、保護猫の譲渡会というのちょっと質問した、それも後で御答弁になるのか。ええ、それはいいです、いいです。後で、いない猫の問題について、後でまた分かりましたら答弁下さい。

前にたしか、こういう猫さんのそういうのをずっとやっぱりやっていた、そこに関わっている、個人の方かもしれないんですけども、そういうような問題も含めて、やっぱりこのペットのそういうような、最後まで飼うというようなことも含めて、やっぱり市でも何らかの形で、こういうような形で関わるというのは大切なことだと思います。

それと、たしか犬の場合にはチップか何か入れるという話が、前聞いたことあるんですが、その件数はどうなのかということ。猫についても何かそういう話も出てはいるんですけども、まだまだそこは実施されるようなことはないと思うんですけども、その方向性ですね、それを伺いたいと思います。

それと、BDFとペレットなんですけど、以前にやはりペレットの問題では、原料がかなり購入するのに大変だということもあったと思うんですけども、現在の原料の搬入先、それがどうなっているのかを伺いたいと思います。

それと、先ほどの循環型保全の農業の支援。確かにこういう交付金を受けて、栽培というんですかね、そういうのをすき込むんですか、そういうことで環境型ということなんですけど、そうしますと、農業製品というんですかね、そういう作物としてやるのではなく、あくまでも、変な言い方ですけども、そういう農業者というのが実際に応募されているのか。今後、10アール当たり6,000円ということなんですけども、今後どういう方がそういうものに関わっていくのか伺いたいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

まず、先ほど、すみません、飼い主のいない猫の補助金の件数かと思ひまして、失礼いたしました。譲渡会の件に関しましては、共生協力員さんという方、ボランティアで、野良犬の、野良猫の保護とかしていただいている共生協力員さん、今、実際に活動していただいている方、3名ほどいらっしゃるんですけども、その方の御協力をいただいて、外で繁殖してしまっている猫ちゃんとかを捕獲器で捕獲して、手術をしてまた放すというような活動もしているほか、子猫ちゃんなどはもう里親会に出していただいたりという、そのネットワークがありますので、そこを通じて譲渡会に出していただいているということで、猫の保護をしている状況でございます。

譲渡会の、共生協力員さんから譲渡会の会場をちょっと探してもらいたいとかと依頼も来てお

りますので、それ外だと逃げてしまうおそれがあるので屋内がいいという御要望があるので、会議室等使えないかと管財課に相談したりもしたんですが、そういった猫ちゃんが逃げたりすると汚れてしまうおそれがあるということで、会議室とかはちょっと断られてしまったんですが、屋内と同じようなところで譲渡会として利用できる施設がないかというところで、今探している状況でございます。

マイクロチップにつきましては、6月1日から、ペットショップですとかブリーダーなどはもう設置の、設置というか、着用の義務が発生しておりますが、個人の方は努力義務ということで、こちらにつきましては、すみませんが、新規の登録時に今現在マイクロチップ装着していますかという確認をしている状況でございます、把握している犬ですと1割弱ぐらいの状況でございます。今現在、既に登録されている犬につきましては、それぞれのところに確認はしておりませんが、把握している中では1割程度ということでございます。猫につきましては、ちょっと申し訳ありませんが、登録制ではありませんのでちょっと状況は分からないところでございます。

犬なんですが、この前、迷い犬を保護したというところで、どこの犬だか分からないということだったんですが、運よくマイクロチップを装着している犬だったので、無事飼い主のところに戻れたということがございましたので、これからもマイクロチップの着用はお願いして、広報啓発など行ってお願いしてまいりたいと考えております。

BDFやペレットの材料ですね。搬入元なんですけれども、今回、その材料費が大分、令和4年度に比べて多く計上させていただいたところなんですけど、そのBDFを作っている材料が実はウクライナのほうから調達しているというような、大本がですね。そういった関係で、今の物流がちょっと滞ってしまっていたり、大分入ってくるのが入ってこなかったりで、その金額についてもコストとかの面で大分上がってしまっているという状況を伺っているところでございます。それだけではないんですが、全体的に材料費が上がってしまっているという状況なので、その辺も、BDFの軽油の販売の金額については、軽油の金額と連動させておりますので独自に上げるということにはできないんですけれども、販売先を増やして、コストを少しでも下げられるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

この事業、どういった方がということなんですけれども、一般の農家さんですね。特別な方ではなくて一般の農家さんで、地力増進ということで、この事業に取り組んでいるのが実情です。特殊なものでもございませぬし、農家さんにしてみると取り組めれば取り組みたいという内容だと考えております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今の飼い犬の登録なんですけれども、現在どのくらいの件数が登録されているのか、そこをちょっと確認したいと思います。

それと、先ほどのウクライナからのというのは、これBDFのことなんですか。木質ペレットのほうなのか、ちょっとその辺がはっきり分からない。たしかBDFのほうは、学校給食の廃油とかいろいろとそういうところのものが原材料だというふうに理解をしていたんですが、そうすると、それ以外のものが現在この事業の中で入ってきているというか、その辺をちょっと確認いたします。

それと、先ほどの一般の農家さんだという環境型保全農業ですね。予算として上がっているのが48万円ということなんですけれども、何件というのかな、今これからそれに関わる農家さんにお声をかけるのかどうか、その辺を伺いたと思います。

これによって、ただ植えまして、先ほど化学肥料5割使わないとかそういうようなことによって、どういうことが効果として考えられるのか、その辺を伺います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 現在、犬の登録数は約4,200頭となっております。

材料のほうがなかなか入ってこないというのは、BDFのほうの材料でございます。じゃないです……（発言あり）ウクライナのほうはBDFですね。BDFのか……、BDF、確認します。（発言あり）そうです、そうです。BDFを作るときに、廃油を回収したものに苛性カリですとかメタノールとかそういったものを加えてBDFを精製しておりますので、その加えるものですね、加える材料です。すみません、説明が足らなくて。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 この事業、これから声かけをするのかということなんですけれども、もうこれは既に声かけをしておりまして決まった3団体のほうが実施を行います。

あと、効果ということなんですけれども、やはり化学肥料だけでいきますと、どうしても土が痩せてしまうと、そういったことがございますので、有機肥料にもなりますこの緑肥を使って地力増進ですね。そういったことを考えて実施するものです。

以上です。

○須藤委員長 ここで、暫時休憩といたします。再開は13時15分といたします。よろしくお願ひします。

午後 0時09分休憩

---

午後 1時15分開議

○須藤委員長 それでは、これより議事を再開いたします。

ここで、環境政策課長より発言を求められておりますので、これを許します。環境政策課長。

○飯島環境政策課長 すみません。お時間いただいて申し訳ありません。環境政策課、飯島です。先ほど申しあげました犬の登録件数なんですが、4,200件と申しあげましたが、すみません、4,600件ということで修正させていただきます。大変申し訳ありません。

以上です。

○須藤委員長 質疑のある方。副委員長。

○鈴木副委員長 では、申し訳ございません、1点だけ質問させていただきます。

127ページ、関連質問で、予算に直接は関わっていないのかもしれないですが、127ページの0101市営住宅の建物を維持管理する。市営猪子住宅の建て替え整備の進捗状況をちょっと御説明いただければと思います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課です。

猪子住宅の建て替えの進捗状況ですけれども、令和5年度の予算では、移転補償費15万円のみとなっております。令和5年中に建設資材の上昇の推移を見て、令和6年度に建て替え工事に着手するか判断し、国庫補助金を要望したいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。それでは、ほかに質疑のある方。北島委員。

○北島委員 3点、簡潔に質問します。

まず、ページ、123ページ、都市計画を適正に管理する。この中で、今、都市計画変更の作業やっておりますが、その宅地開発の推進、進捗状況と今後の予定についてお伺いします。

それから次、125ページ、駅周辺環境を適正に管理する。この中で、西口トイレ設置。これは、私どもも市民からも要望を聞いて、それが実現するということで非常に喜ばしいことなのですが、工事費を見てちょっと高過ぎるんじゃないかと。例えば、トイレそのものは、もうざっとした概算というか粗っぽいつかみで言うと1,500万円から2,000万円、トイレそのものは。そうすると、残り四千数百万円が地中埋設物、通信ケーブル、上下水道等の切り回しにちょっとそれだけ必要なのかなという疑問が大いにあります。なぜこんなに高いのか教えてください。

それから、3点目がおくの義務、これは教育委員会だな。

その2点です。はい、すみません。

○須藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 都市計画課、藤木です。よろしくお願いいたします。

まず、都市計画の変更についてということで、進捗状況ということですが、こちらにつきましては、ひたち野うしく地区の用途等の変更につきまして、用途変更を予定しておりまして、債務負担行為によりまして、今年度、令和4年度から令和6年度までの3か年の契約を締結して進めているところでございます。

進捗状況というところでございますが、今年度につきましては、土地利用の現況の調査ですとか市民のアンケート調査などを実施しております。来年度にこれらの結果を基に用途等の変更の案などを作成しまして、説明会等を開催していきながら内容を固めていくということで考えております。その後、令和6年度に法的な手続を取っていくというような形で今進めているところでございます。

続きまして、宅地開発ということにつきまして、こちら進捗状況ということですが、東獺穴地区の宅地開発につきましては、御存じのとおり、ひたち野うしく中学校を含む約16ヘクタールを市街化区域に編入しまして、そのうちの約10.6ヘクタールを組合施行の業務代行

方式によりまして土地区画整理事業を実施しようとしているものでございます。

現在は、市街化編入に向けまして、国、県との各種協議、事前協議と申しますか、協議を行うとともに、土地区画整理の準備組合の皆様と事業協力者であります大和ハウス工業株式会社も含めまして、事業計画の策定に向け様々な協議、調整等行っております。来年度、令和5年度には、市街化区域編入の案の申出を行いまして法的な手続を始めるとともに、土地区画整理事業計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。その後の予定といたしましては、令和6年度には市街化区域編入の都市計画決定を行いまして、続けて土地区画整理組合の設立、事業認可を受けまして、令和7年度には工事着手できるよう進めてまいりたいというふうに今考えております。工事着手後につきましては、全ての工事が完了してからではなくて、完了した部分から順次供用開始を行っていきまして、最終的には、令和11年度、換地処分を目指しているというところでございます。

それから、トイレの事業費ということでございますが、今行っている設計の中の予算の概要といたしましては、トイレ本体工事でもろもろ水回り設備等お金もかかるというところもありまして、本体そのもので約5,000万円ぐらいを考えております。そのほか、現地でもお話をさせていただいておりますが、上下水それから東電、NTT等の埋設管等々の対処する附帯工事ということで約1,500万円ぐらいということで予定をしております。さらに、これはもちろんこれでいくんですけれども、人件費等もまた来年度上がるというような情報もありますので、その辺も多少見込みながらなんでもございまして、今のところそういう予算額、工事費という形で予定しております。

以上です。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 西口トイレ、本体5,000万円というのにはちょっと驚きました。平米単価にすると百何……、これ面積が約36平米ぐらいなんです、3やから150万円。普通の建築物、おくの増築部分でいうと35万円ぐらいですか、平米単価。トイレというのはやっぱり割高だというのは承知して、それでも2,000万円は超えないだろうという概算、頭の中ではじいたんですが、これはあれこれ言っても、そういう高くなった要因がどこにあるのかどうか、そこをお尋ねします。

○須藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 特別にここの部分で高くなったというところではなくて、やはり物価等の高騰等も含めて、先ほども申し上げましたが、やはり水回りの施設ということで、全体的にちょっと高くはなっているのかもしれない。ただ、発注段階でもうちょっと精査をしながら、もちろん発注はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 ここで高い安いを言い合っても仕方がないのでこれで終わりますが、先ほどあったようにきっちりと精査して、なるだけ適正な価格で発注できるように、よろしくお願ひします。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。山本委員。

○山本委員 じゃあ3点お願いいたします。

123ページです。0107の新しい事業ですね。適切な太陽光発電設備の設置を指導する。旅費と需用費、少ない金額なんですけれども、どういったことに使われるのかをお尋ねいたします。

それから、ページ数で117ページです。0101の道路施設を維持補修するということなので、次ですね、ごめんなさい、ちょっと待ってくださいね。117ページだよ。ごめんなさい。「119ページ」の声あり）はい。補助金の道路里親、次のページになりますね、119ページになるんですが、補助金で、道路里親補助金というのが新しく40万円計上されています。この内容について伺います。

そして、今回頂いた図面ですね。その中で交通安全対策というのが2件載っていたと思います。踏切の一厚踏切のところと、あとひたち野うしくになるかと思うのですが、具体的なその交通安全対策の工事についてお尋ねしたいと思います。

以上3点です。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課です。太陽光発電設備の設置を指導するという事業の予算について御説明いたします。

まず、旅費1万2,000円を計上しています。こちらは、東京に行く1,980円、往復分の2人、3回分という予算を上げています。

これどんな会議に出席するかということなんですけれども、地域社会における持続的な再生導入に関する情報連絡会というのがありまして、今年、今年度はコロナの関係でリモートで行いましたけれども、こちらに出席する予定となっています。議題なんかは、太陽光発電に関する林地開発の許可基準の改正についてとか、太陽光発電設備の廃棄等についてとか、毎回議題がありまして、それについて情報連絡をやる会議となっています。

続きまして、需用費6,000円なんですけれども、台帳ファイルの2,310円、それから本を2冊買う予定なんですけど、太陽光発電の法律と実務という本が1,430円、もう1冊が再生エネルギーの仕組みという本で1,089円を購入する予定となっています。

以上です。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。

まず、1点目のほうの道路里親制度の内容についてということなので、先ほど委員がおっしゃられたとおり、令和5年度から新規で行う補助金の制度としまして、道路里親制度というものになります。

こちら牛久の市道の中で歩道とかにある植樹帯、植樹ますですね、こちらのほうのところで、花ですとか等の植え込みをする団体様に申請していただいて、花等の植え込みですとか、あと草刈り、あと清掃等の環境美化の活動を実施していただくことに対して補助金を交付する、補助金

の新たな制度ということになりまして、道路整備課のほうで令和5年度から実施してまいりたいと考えております。以上です。

すみません、あともう1点。2点目の交通安全施設の具体的な対策と内容ということで、2路線、委員おっしゃられたとおりであります、まず1点目が3130号線、こちらひたち野うしくのびゅうパーク前のところから西大通りに向かってのあの一方通行の通りになりまして、こちら今年度、令和4年度から引き続きの交差点のカラー化の舗装工事となりまして、今年度、3か所もう既に実施しまして、一応、来年度、残り4か所あるんですけれども、そちらのほうを実施していく予定の工事内容となります。

もう一方が、一厚踏切から国道6号に向かっての市道5号線の安全対策ということで、こちら中根小の通学路にもなっております、通学路点検等でもちょっと要望等として上がっていたんですけれども、新たに横断歩道を踏切とちょうど6号の間ぐらいに設置するというようなことで警察のほうとも協議をしまして、それに向けての路肩のカラー化、あと注意喚起の路面標示。もともとこれセンターラインがある道路なんですけれども、センターラインをその区間は削って、路肩の歩行帯というんですかね、そちらをちょっと広く取るというような内容の工事になっております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 太陽光については、今年、そうしたら令和5年度も情報連絡会ということでやっつけられるということですが、環境建設常任委員会でも検討する中で、まだ条例化にはなっていないというところなんですけれども、その条例化するに当たっての課題としては何が一番大きいのかということをお伺いしたいと思います。

そして、この道路の里親制度ですけれども、これは、市道に関して全てそういう植樹帯があるところには里親制度というのを設けていくのかどうかということですね。

あと、もう今、ふれあい美花市民の会とか何かそういうので既に行っているところもあると思うのですが、そこら辺との整合性というんですかね、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

あと、市道5号線のあの一厚踏切のところは、そうなりますと、横断歩道1か所作ることによって、今まで踏切渡って3回横断歩道渡っていたという大変なこともありましたが、それがなくなって1か所の横断歩道で中根のほうに行けるという理解でいいのかどうか確認したいと思います。

以上です。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課です。

太陽光関係の条例に向けた課題は何があるかということですが、御質問ですが、御質問ですけれども、現在検討に当たっているところについては、事業終了後の太陽光発電設備の廃棄についてどう担保していけるかということについて検討しているところです。国の買取り制度を使って事業を

施している太陽光発電の設備は全体の今7割程度で、残り3割は国の買取制度FITを使っていない事業となっていて、国の買取制度の場合は、法律が改定されて、廃棄費用を電力料金の買取価格から天引きされる形で担保されていますけれども、残り3割の単独事業については、これをどう担保していくかということは今検討しているところです。

具体的にはどんな案があるかということですが、解体相当額を定期預金にして、それに質権を設定するという方法を神戸市が取っているの、こちらを聞き取りとかをやっています。

2番目としまして、預託金を市で徴収するという方法はできないかということで、これは抑止力にもなるんじゃないかということで、これについては小美玉市が産業廃棄物の埋立てなんかについて預託金を取っている事例があったので、銀行のほうに問い合わせて……ところですが、20年、30年後の先のことなので、これについて今どうなのかということも回答待ちということになっています。

それから、守谷市等でやっている、市と事業者間で結ぶ協定ということではどうかということも今検討しているところで、預託金について可能かどうかということについて、4月に顧問弁護士の方と相談する予定となっています。

以上です。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 まず、1点目の里親制度のほうで、全ての市道を対象とするのかということなんですかけれども、こちら、そうですね、市のほうで管理している道路にある植樹帯、植樹ますについては全て対象という形でやりますので、もちろんそういう植樹帯がない市道もありますので、そういったところには該当はしないと思うんですが、基本的には全ての市道、牛久市道のほうの路線が対象となります。

同じくふれあい美花の会の活動との関係とかということなんですかけれども、教育委員会のほうの管轄になると思うんですが、道路上だけじゃなくて、そういうふれあい美花活動として、やはり補助金の対象としてやっている事業になると思います。今回、うちのほうの道路里親制度のほうの要綱の中で、新たにつくる中で、一応ほかの補助事業対象活動との重複するものは除くということで定めておりますので、もちろん市道の植樹帯の中でそのふれあい美花活動している場所もありますので、そこについてはふれあい美花活動のほうの補助の対象ということで、道路里親の対象とはならないということになります。

もう一つが市道5号線ですね。一厚踏切のところなんですけれども、議員おっしゃられたとおり、今、6号側から踏切を渡って中根小学校へ行くのに横断歩道を3回交差点内で渡るという状況になっていて、今回その6号と踏切の間の横断歩道ができれば、そこで1度渡っていただいて、朝の中根小に向かうときには、そのまま通行していただいて、踏切も渡って、線路沿いの歩道に入れるようになるので、踏切を渡るのは今度その1回だけという形になりますので、おっしゃられるとおりの内容です。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

太陽光は、いろいろな、今、廃棄費用についてのお話あったのですが、その点がクリアになれば、ある程度条例化というのは、いつぐらい目安として、今、執行部のほうでは考えていらっしゃるのかというところお尋ねしたいと思います。

あと、道路の里親制度ですね。これは、金額のはじき方というんですか、その補助金のはじき方というのはどういったはじき方をするのかというところお伺いしたいのと、あと、以前23号線で交差点の付近の植樹帯に結構背の高いお花が植えてあって、見通しが悪いという苦情も寄せられた件がありました。そういう意味では何を植えてもいいというわけではないのかなと、そこから辺の周知徹底というのがあるのかなと思うのですが、その点について確認いたします。

以上です。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 この後の流れですけれども、条例案が担当部局、担当課でできましたときに、その後、例規審査にかけまして、こちらがやっぱり一、二か月かかるという予定で、その後、パブリックコメントがありまして、これも回答とかをやっていく関係で2か月ぐらいかかるんじゃないかということが予想されています。パブリックコメントでは、環境問題とかそういったものももしかしたら出てきたりして、大きく見直しも考えられますので、今のところはそういう順番でいくということがお答えになってしまうかと思います。よろしくをお願いします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 まず、道路里親制度のほうの単価ですかね、補助金の額のほうの設定なんですけれども、一応、今、設定して、要綱上につきましては1平方メートル当たり450円。対象、その申請の対象としましては、30平方メートル以上を最低面積というんですかね、申請として考えております。補助金の額については、先ほど言いましたとおり1平方メートルで450円で、一応、上限のほうを20万円までという形で設定しております。

この単価につきましては、一応、市のほうでその植樹帯の管理する場合に、草刈り等もちろん市のほうでやることになっていたんですけれども、そういった形で年3回ぐらい草刈りやったときの大体単価がそのくらいに、平米当たり450円ぐらいになるのもありまして、一応そこら辺を考慮して単価のほうは設定しております。

あと、その種類ですかね、その植える、背の高く見通しが悪くなってしまふようなものとかということなんですけれども、一応、要綱上は、花の種類とか植える種類まで定めてはおりません。ただ、申請のときに計画書とかそういったものを提出してもらいますので、その中でそういう支障になるようなものにならないように、申請者の団体、申請者さんとか申請の団体の方と協議して種類のほうは決めていくような形になると思いますので、そこは協議でそういったことにならないようにしていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。市川委員。

○市川委員 1点お願いします。

道路整備課になりますが、結束川の拡幅をする。これ従来より行われてきた事業ですが、途中で予算がつかなくなったりという形で頓挫したところもあったと思いますが、この拡幅、これ築堤整備となっていますけれども、基本、地域の人たちや子供たちが関係してきて、長い間をかけて現在の姿に来たと思います。今後、子供たちがまた取り組んでいくのか。授業の一環としてこれやっていた部分もありますので、その点と、あと、どのような、結構大幅に、これ地図見ると結構な広さになっていると思うので、どのような形でやられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 結束川を拡幅するという事業なんですけれども、継続してやっている事業の一つなんですけれども、こちら神谷小の南側ですかね、こちらの結束川の区域の中で、調整池というか、調整する池として、今、整備しているところでございます。一応、その築堤等ということで来年度も予定してまして、今、委員おっしゃられたとおり、学校の授業等とかでも、ピオトープとかということで、その区域の中でやっていたこともあるんですけれども、今現在はそういったちょっと活動とかというのはやられていないような状況もありまして、実際やっている場所がちょうどその河川区域の中になっているということもありまして、一応そこら辺は学校と話をさせていただきながら整備は進めているところなんですけれども、一応場所的には今後はちょっと河川区域の中になってしまうので、そこら辺は学校の活動ともまたいろいろ協議というか話し合いをしながら、そういう場所があるかどうかも含めて話し合いながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 確認なんですけれども、以前は、結束川のところは、いわゆるコンクリでU字という形になっていましたよね。示されたのが、片面を生物が行き来できるような形で緩やかな傾斜でやるというふうに図面も起こして、たしかになっていたと思うんですが、その点の変更等々はあるのかどうか、確認をしたいと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 そうですね、委員おっしゃられるとおり、構造物というんですかね、コンクリートの構造物でやるのは出口の吐き出し部分であったり一部で、今おっしゃるとおり、護岸というんですかね、周りの築堤のところは、のりというか、自然の芝というか土での築堤のものになりますので、植物とかそこら辺が生えるようなものにはなっております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、101ページの0110放射能対策を行うということなんですけど、ここで見ますと、甲状腺の検査ということ、3万円ということで計上があるんですが、市の放射能対策として、以前に、今、多分そうだと思うんですけれども、公園とかの除染で出た、フレコンバッグに詰めて、多分その公園にそのまま深く埋められていると思うんですけれども、そういうよ

うな残土の、そういうような撤去、撤去するのは難しいと思うんですけども、その管理等は市のほうで把握をされているのかどうか。それで、今後の予定ですね。その辺を伺いたいと思います。

それと、ページの119ページです。これ、私たち予算のところで見せていただいた橋梁維持管理するというところで、駅東の工事、橋梁の改修工事なんですけども、具体的に1億円ということで計上があるんですけども、ちょっとその内容を伺いたいと思います。

それと、ちょっと調べたんですけども、よく見つけることできなかつたんですけども、空き地の雑草除去ですね。それが何ページだったかな、あったんですね。その内容もそうなんですけども、これに関連してというか、調整池の草刈りですね。そういうのがちょっとこの今回の予算の中で見つけることできなかつたんですけども、その辺の計上等が今回のあっているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 除染土の埋まっている場所についてどのように管理しているかという御質問にお答えいたします。

現在、保育園や小中学校等敷地内に、その除染した土が地中に、フレコンバッグに詰めたものが埋められておりますけれども、そちらにつきましては、年に4回、空間線量等測定して、ホームページに結果を公表させていただいております。

環境省からも職員の方が年2回ヒアリング等にお越しになっておりまして、こちらも現在の状況の報告などをさせていただいているんですけども、今、現状、フレコンバッグに詰めてそのまま埋まっている、それを、フレコンバッグを取ってまた埋めるというような、移すのではなくてまた埋め返すというようなのはされることはどうされますかみたいな聞き取り調査などもあるんですけども、そういったことを行くと、またさらにその除染した線量の高いものをまた掘り返してまた戻すみたいなのだと、近隣の方がまた心配されるという、説明会の実施なども想定されますので、その辺はもう今のところそのままにしておきたいということで、お伝えはしているところでございます。引き続き、その線量の測定などは行っていきたいと考えています。

以上です。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 橋梁維持管理するの工事請負費の改修工事の件なんですけれども、委員の方にも現地のほう見ていただいた駅東歩道橋の工事の内容なんですけれども、メインとしましては鉄部の塗装ですね。こちらの塗り替えの工事がメインとなります。あわせて、橋梁の橋面ですかね、表面上の舗装面と、あと広場が上にあるんですけども、その広場部分の舗装、橋梁表面の補修改修工事。それとあと、橋梁の照明灯がもともと何か所かついてたんですけども、そちらのほうの照明灯、こちらの改修。あと、橋梁の表面上の防水です。防水と、あと躯体にジョイントというものがあるんですけども、こちらの交換。この辺がメインの工事となって改修という形で、1億円という形で工事費のほうを計上しております。以上です。

あと調整池の草刈りのところなんですけれども、これ同じ121ページの河川費のところにな

るんですけれども、0101準用河川を維持管理するということがあるんですけれども、こちらの委託料の雑草除去というのがあるんですけれども、こちらがそうですね、草刈りの予算の事業というか科目になります。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、放射能のほうで、フレコンバッグの移動するのというのは、多分これはできないだろうと思うんですけれども、市のほうで把握をされている場所が何か所あるのか。

それと、今後、どういうふうな、国とのいろいろな調査等もあると思うんですけれども、今後の方向性ですね、それを伺いたいと思います。

それと、橋梁維持のほうなんですけれども、1億円という工事費なんですけれども、たしかこれ補助があったと思うんですけれども、ちょっとその辺の財源的なところを伺いたいと思います。

それから、調整池の雑草除去ということなんですけれども、この辺は年間でどのくらいの頻度でやられているのか。調整池の近くの方から、こういう時期で伸び過ぎちゃって、非常にやっぱりガマの穂ですか、そういうのが出るときに、大変ちょっと苦勞するんだというお話もあったので、その辺の現在の調整池の雑草除去の感じですね。来年度についてもどうなのかということ伺います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 フレコンバッグに入れた除染土が何か所に埋まっているかということですが、ちょっと申し訳ありません、勉強不足でちょっと箇所数については改めて御報告させていただきます。

管理につきましては、先ほども申し上げましたが、年4回の測定で、今のところ、その線量については全然もう基準値以下になって問題ないということで結果を公表させていただいております。先ほども申し上げましたとおり、また掘り返して埋め戻すということも当然行いませんし、場所の移動も行わない予定でございます。

すみません、件数については、後ほど御報告いたします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 まず、橋梁の維持管理するのほうの補助金についてですけれども、こちらやっぱり国の補助金を活用してやっております、メンテナンス補助金というパッケージの中で補助率のほうは55%の補助金を使用しながら、橋梁関係、点検も含めて実施しております。

あと、調整池のほうの草刈り等の回数ということで、先ほどお話しした委託の中のものでは、根古屋川緑地調整池ですとか下町緑地調整池、あと根古屋川周辺なんかはこちらの委託で実施しているんですけれども、そこにつきましては、一応年2回の雑草除去をやっております。

ほかのそれ以外の調整池も市内各所ありまして、そちらについては、一応随時、清掃も含めてなんですけれども、草刈りも含めて清掃も含めて随時やっておりますので、そこは年何回というのは特に定めてはいないんですけれども、土砂のたまり具合ですとか、あと、そういう草木の繁茂の仕方等を見ながら随時やっているというのが現在の状況です。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 フレコンバッグ調査、年4回ということで、先ほど公表という答弁があったんですが、この公表というのは市のほうでもホームページ等で公表しているのかどうか、環境省のほうの報告だけになっているのかどうか、その辺を確認したいと思います。

それと、調整池のあれなんですけれども、雑草だけじゃなくて汚泥とかそういう土砂のこともあると思うんですが、その分も含めての年2回ですか。その辺のことなのかというところもちょっと確認をしたいと思います。

随時、ここに載っている以外については随時ということなんですけど、その辺の事業執行ですね、その辺どうなっているのかをちょっと確認したいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 ホームページでの公表につきましては、市のホームページで公表させていただきます。

以上です。

○須藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 調整池のほうなんですけれども、今おっしゃったとおり、この年2回というのは、この準用河川を維持管理するの雑草除去については、草刈りだけの契約でやっているところでありまして。

それで、先ほどお話ししたとおり、そのほかの調整池、そちらについては随時やっているんですけども、そちらについては、やはり土砂等の堆積もかなりありますので、そこも含めてパトロールなり、あとは近隣住民からの情報提供なりをいただいて、市のほうで土砂撤去と併せて草刈りなんかも一緒に実施はしております。そちらにつきましては、年何回とかということではなく、土砂のたまり方ですとか草の生え方等々、現地の方確認させてもらって実施している状況でございます。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。はい。

以上で、環境経済部、建設部等所管の質疑を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後1時57分休憩

---

午後2時09分開議

○須藤委員長 時間若干前ですが、議事を再開。休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

令和5年度特別会計予算を議題といたします。

まず、議案第20号、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 保健福祉部、内藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

令和5年度の予算につきましては、歳入歳出ともに77億2,164万8,000円で、令和4年度当初予算76億835万3,000円と比較いたしますと1億1,329万5,000円、1.5%の増額計上となっております。

主な歳出の状況ですが、保険給付費を56億2,095万2,000円計上しており、前年度55億732万2,000円と比較すると1億1,363万円の増額となっております。

保険給付費の内訳としては、療養給付費が49億6,593万7,000円で、前年度比1億776万円の増となっており、高額療養費は6億2,557万6,000円で93万円の増、出産一時金につきましては、議案第12号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例で御審議いただいております出産育児一時金の増額分を加え2,301万円を計上し、494万円の増額となっております。

県に納める納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて19億2,032万5,000円で、前年度比1億2,032万3,000円の増となっております。

また、基金積立金と一般会計の繰出金は、県への納付金の増により財政的余力が小さくなったため、それぞれ1,000円の計上となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税額は13億8,686万円と前年度比1,742万2,000円の減となりますが、県支出金が58億6,439万6,000円と1億2,320万7,000円の増額となっております。

なお、被保険者の推移ですが、令和5年2月末現在1万6,871人で、令和4年2月末時点の1万7,822人と比較すると951人の減という状況となっております。

概要の説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○須藤委員長 これより令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

じゃあ私は1点だけです。229ページの上から2つ目の枠です。0101の特定健診、特定保健指導を実施する。この中で委託料なんですけれども、たしか令和4年度からキャンサーズキャンとかいうところに委託をして受診率を上げるということをおっしゃっていたと思います。令和4年度の実績をまず伺いたいと思います。受診率ですね、今現在で受診率がどれくらい上がったのかということも含めて伺いたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 受診率なんですけれども、令和3年度が29.2%でしたのに対しまして、今年度は、今のところの見込みではございますが、36%になる見込みとなっております。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。それなりの効果がすごく現れているんですね。分かりました。

この中で、委託料の受診率向上対策ということで、以前よりこの金額は増えていますね。令和4年度がたしか580万円だったような気がするので、今回930万円ということで、こちらに関しての増額になった理由というのか、そういうのが分かりましたらお尋ねいたします。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 おっしゃるとおり、昨年度の当初予算580万円から今年度は約350万円の増となっております。

この受診率向上対策委託は、株式会社キャンサーズキャンと国保連との3者契約で、今年度、令和4年度から行っている事業でございます。今年度の事業内容は、ナッジ理論に基づく文章で、AIが選んだ対象者に健診の受診勧奨通知を送るというものでございます。

令和5年度、この金額の増額分なんですけれども、まず、通院中未受診者分析及び数値収集業務に約163万円。それから、データヘルス計画の策定業務に110万円。それから、40歳と50歳を対象とした受診勧奨に61万円。それから、動く手紙というものに対して24万円となっております。

事業内容なんですけど、まず、通院中受診者分析及び数値収集業務というものの内容は、健診を受診しない人の理由として、定期的に医者に通っていて血液検査とかをやっているからという理由を言われる方がかなりいらっしゃいます。国の基準では、健診受診者とは、健診に申込みをした人ではなく、健診項目の数値を提供した人となっております。つまり定期的に通院して血液検査等を行っている方から、その数値項目を、健診項目と同じ数値を提供いただければ健診受診者としてカウントしてよいこととなります。この業務委託では、健診受診率を上げるために、通院中であって健診未受診者である方のデータを分析し、その対象者の方へ検査数値の提供の依頼文書を送るというものになります。

続きまして、データヘルス計画の策定業務なんですけど、データヘルス計画とは、6年に1度策定が義務づけられているもので、健康寿命の延伸と医療費の適正化を同時に図ることを目的に、レセプトや健診情報などのデータ分析に基づく効果的、効率的な保健事業に関する事業計画を立てるものです。健診受診勧奨のためにデータ分析を行っておりますキャンサーズキャンにこの業務を併せて行わせることでコスト削減もできることから、今回キャンサーズキャンと国保連の3者契約の中に追加いたしました。

それから、40歳、50歳への受診勧奨でございますが、特定健診における全国的な課題の一つに、40代、50代の若年者層ほど受診率が低いというものがございます。そこで、40歳と50歳という節目の年に、そろそろ健康に気を遣ってみませんかという、AIとナッジ理論で作成した勧奨通知をピンポイントに送るものでございます。

最後に、動く手紙でございますが、これは、今年度送っている勧奨通知、こちらにQRコードを追加で載せて送るものになります。こちら受診率の低い若年者層通知、若年者層に対する通

知をターゲットにしております。受け取った方がスマホなどでQRコードを読み込むと、受診勧奨の動画にアクセスするようになっておりまして、文書量に負担を感じやすい若年者層でも動画なら見ていただきやすいということで、新年度から追加しております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 40、50歳でも若年者層になるって、ちょっとうれしくなっちゃったんですけども、すみません。実際、その45歳の対象の方って、もう人数はじゃあ把握していらっしゃるわけですかね。はい。

それとあと、その未受診者に依頼をするということは、実際依頼をしても、提供して下さるかどうかというのはその方の判断に基づくというような理解でいいのかどうか。すみません、そこ確認いたします。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 40歳、50歳への通知の対象件数は把握しておりますが、ちょっと今、手元に資料がございません。申し訳ありません。

それと、2番目の質問の依頼をかけるというところは、はい、御本人の承諾を得た場合に頂くということになります。

以上です。

○須藤委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 じゃあ、それでは3点質問します。

部長のほうから、被保険者の推移ということでは、昨年に比べて、令和4年、令和5年で951人の国民健康保険の加入者数の推移があるということなんですが、今後、これから75歳以上に、後期高齢に移るという方が出てくるのではないかと思うんですが、その辺の推移をどういうふうに見ているかというところ。

それと、昨年、賦課方式が変わりまして、約17%の方だというふうに記憶しているんですが、引上げとなりましたけれども、保険税を滞納される方とか給付費に影響が出ていないかどうか伺いたいと思います。

それと、この予算書を見ていまして、国保加入者が年々減っているというのは今の数字からも明らかだと思うんですけども、たしか令和4年のときに、令和4年から令和6年の間の3年間、そういうような計画のことをお示しいただいております。これを見ますと、221ページのところで、財政安定化支援事業繰入金というのがあるんですね。今までこの積立金等にはそういうような項目がなかったんですが、県でも、給付費の増に決算剰余金充てても歳入が不足するという情報がありまして、財政安定化基金の取崩しで対応しているということが分かりました。牛久市ではどうなのかというところ伺いたいと思います。

それと、子供の均等割。国は未就学児を半額、市は18歳未満半額ということなんですが、市の負担はどうなのかというところ、お願いいたします。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、国保の被保険者数の推移なんですけれども、先ほど部長も申し上げましたとおり、令和5年の2月現在、世帯数が1万1,098世帯で人数が1万6,871人、前年同月になりますと、1万1,533世帯で1万7,822人、さらにその前年同月になりますと、1万1,742人で被保険者は1万8,389人と、ここ数年、社会保険への加入と後期高齢者への医療保険への移行が進んでおりまして、右肩下がりにどちらも減っております。この傾向につきましては今後も同様が続くものと思いますが、今年度は特に後期高齢と社会保険の加入強化がなされたところで落ち幅が大きいというところで、来年度以降は、若干落ちる率は緩やかににはなるけれども落ちていくものというふうに想定してございます。

それから、今年度から課税方式が4方式から2方式になり、約17.6%の方が増税となったというような説明はこれまでもしてきたところなんですけれども、まず、収納課のデータによりますと、今年度、令和4年度の国保税の現年分に対する催告件数は、令和5年2月までで568件。それから、前年度は同条件で558件。568件から558件でしたので、10件の増加とはなっております。しかしながら、これが2方式化による影響かどうかという点は、ちょっと分かりません。といいますのも、これまで2方式変更により国保税が増額となる世帯が約17.6%、件数にすると2,100世帯というふうに説明してまいりましたけれども、この数値は、令和3年度の本算定時点と、前年所得も世帯人数も年齢構成なども全く同じという条件の下で課税方式だけを2方式に変更した場合における理論上の数値でございます。実際には、令和4年度の本算定をするときには、前年度所得や世帯人数や年齢構成や、また、令和4年度からは子供減免に該当するかなどといった条件が加わりますので、それら条件が少しでも変わった場合は、2方式の変更による増額なのかどうかというところが分からなくなってしまう。先ほどの催告件数につきましても、国保税が前年より増額となったから未納になっているのか、また、減額となっているにもかかわらず未納で催告が出ているのかは、個別に調べなければちょっと分からないものです。ただ、理論上の増額の世帯数が2,100世帯あることに対して、催告件数の増は10件程度であったことから、大きな影響はなかったのではないかと考えております。

それから、国保の財政運営につきましては、歳入の項目で財政安定化というところで新しい項目が増えているというようなことなんです。実際は、これは昨年度までもあったんです。特会からの繰り出しは、そのままイコール、ごめんなさい、逆ですね、一般会計からの繰り出しは、そのまま同額が特会での繰入金になります。総額は一緒だったんですが、私が昨年度、医療年金課に配属されたときに、繰入金の項目と繰出金の項目が相対ではなかった、A Bの繰出金が歳入ではAというところに合算されて入っていたり、ちょっと見にくかったものですから、今回、繰出金の項目と繰入金の項目を相対にするために科目をちょっと分けたというものでございまして、何か制度上新しく入ったものではございません。失礼いたします。

それから、財政運営なんですけれども、基金のほうに、令和3年の9月以降、余剰金が発生した場合には積立てを行わせていただいております。令和3年9月に約5,200万円だった基金は、今年度末の予定では4億2,600万円程度に増額する見込みとなっております。

こちらの基金は、これまで積立てに対して、いわゆる財政不足といいますか、金額が足りない

からというような取崩しはしておりませんで、今のところ満額積立てのほうをさせていただいている状態です。

ただ、一般会計のときにもちょっと説明させていただいたんですが、本来であれば、令和5年度の当初予算においては、基金積立金を可能であれば1億4,000万円、こちらは県から牛久市に対して行われる激変緩和措置の現金交付分になりますけれども、こちらについては手をつけずにそのまま積立てを行い、令和15年度以降の激変緩和の独自施策としての財源として使いたかったという思いはございますが、県からの納付金の請求金額が予想を上回る増額があったため、積立ては断念し、予算編成の中に入れていくということになります。

また、それとは別件なんですけれども、基金の取崩しというものを令和5年度予算で4,300万円程度行っております。こちら財源不足だったから入れたというわけではなく、もともと基金の利用目的の中に保健事業に対して充てることできるというふうなものがございまして、年度末4億3,000万円近い基金の増というのは、逆に想定していたよりも多い金額を積み立てることができたので、一般会計との、一般会計からのね、繰出金の軽減というところの観点も含めて、こちらについては、保健事業は当初の目的どおり取り崩して活用したという点になります。

また、年度末に4億2,600万円、それから4,000万円取り崩すことによって4億円割り込むんですけれども、こちらについては、必ず令和4年度の決算余剰金が発生しますので、こちらを来年度の9月で積立てをさせていただく予定でございまして、4億円は確保できるものというふうに考えてございます。

健診、ごめんなさい、子供の軽減につきましてなんですけれども、こちら未就学児に対する市の負担なんですけど、未就学児は2分の1が国補助、4分の1が県補助がございまして、市の負担は約110万円。それから、就学児から18歳までの減免額という、こちらは市の独自施策ですので100%が市の負担となりまして、こちらが負担額が約1,000万円。合計いたしまして約1,110万円が市の負担というふうになってございます。

説明は以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。保険、賦課方式が変わったということで滞納者が増えたかどうかというところは、今の全体のことからすると、それほどの影響は考えていないということで理解をしたものです。

確かに約17%の方々が引上げになったとしても、それ以上に下がった方もいたので、その辺が多少なりとも、国保のね、少しは、そうじゃなくても高いと思いますけれども、財政的には県のほうの方針でなっているので、この分についてはやむを得ないのかなと思います。

それとあと財政安定化基金、私も前年度ちょっと確認をしなかったもので、なぜこのところこういう項目が出てきたのかな、突然にあったのかなというふうに判断をしてしまったので。今後の財政運営については、確かに、たしか令和3年度でしたか、国保2億円、計上がね、何ていうの、基金に当然積み増しができるのかなと思ったら、それを一般会計のほうに戻されたというところで、ええ何でそういうことの会計上やるんだろうということで、今後やっぱり国保財政を考

えれば、当然、基金として持っていけば、財政の運営も非常にできるのではないかというところを感じたものなんですけれども、今の説明で、本来1億4,000万円、激変緩和を積み立てる予定だったのが、今回の納付金のためにそれができなかったという説明は了解いたしました。

それとあと、子供の均等割なんですけれども、幾ら半額といえ、なかなか、計算上よく見ますと、子供といえども、均等割がやっぱり1万9,000円とか1万700円ですか、所得割、支援分のですね。そういうところで見ると、これがやっぱり3万300円を、例えば、半額といえども、やっぱり1万5,000円ですよ、子供1人当たり。そういうところで、国のいろいろな法定減免とかにも関わるんですけれども、やはりこの辺では、市のほう、これで今どうなるかということではないんですけれども、子供の均等割というのは、国のほうにも私たちも要求はしていますけれども、これを負担ゼロにというような考えというかな、今後その辺はどうかというところ確認をしたいと思います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 子供減免に対して、確かに子供に係る均等割は合計3万3,000円、これの2分の1でするので約1万5,000円は負担していただいているような状況になってございます。

ただ、子供減免とは別な政策で、所得が少ない方に対しては軽減措置がございます。一定の所得金額以下の方には、7割引き、7割軽減、5割軽減、2割軽減というのが国保の制度の中にもともとございます。所得の低い方、一番、所得が、条件が一番低い方に該当しますと、この3万3,300円は7割引きになり、さらにそこから半分が子供軽減になりますので、実質4,500円ということになります。こちらの軽減制度と併せまして、適切とはちょっと分かりませんが、所得の低い方には子供軽減以外の部分でも……、子供減免以外の部分でも軽減措置がありますので、そちらを併せて御理解いただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうですね。子供に対してはそういうような、その国の減免制度があるから、7割、5割、2割というのは法定減免で、それは確認をしているんですけれどもね。そうなれば、市のやはり負担というの、先ほど1,110万円ですか、これがこの子供の均等割には負担があるということなんです、そういう減免措置があるならば、本当に子供の均等割というのはなくす方向、そういうような方向を私たちはこれからちょっと求めていきたいと思いますので、その辺については答弁は結構です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 じゃあ、別な観点からの質問をさせていただきます。

先ほど健診率の問題もありましたが、AIがここまでいろいろと活用されるということ、いやあすごい時代になったんだなということも感じるものなんですけれども、この健診率のアップについて、保険者努力支援制度、たしかこのことも影響していると思うんですけれども、牛久の場合、この健診率は、目標としているのは何%ぐらいなのかを伺いたいと思います。

それと、今回見ましたら一般会計からの繰入れはされていないんですけれども、以前やはり一般会計からの赤字補填というんですか、そういうのであったのが、都道府県化によりまして、繰入れについてはペナルティーがあるというようなことも聞きます。そしてまた、一方では、いい繰入れもあるんだというような御意見があったんですね。それはなぜかという、牛久の場合では減免措置というのが法定減免しかないんですね。市のほうで、例えば市長が認めた場合の減免というのがあれば、そういうことがペナルティーの対象ではないということも聞いたことがあるんですが、当初の予算でこういうことで繰り入れている部分あるんですけれども、この基金の残、それを今後どういうふうに、先ほど、これ令和3年度のものなので、約4億3,400万円が令和4年度の末、それから、令和5年度が4,600万円ほど取り崩すということになっていますので、そのほか、先ほど何か1億4,000万円を激変緩和で積み立てるといようなお話もあったんですが、その辺の基金の流れというのをちょっと伺いたいと思います。

それと、これはここで聞くのがいいのかどうかちょっとはっきりしないんですけれども、今、医療機関でマイナ保険証、これがもう既に使われていると思うんですけれども、市の把握している状況があるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、健診の受診率なんですけれども、遠藤委員がおっしゃりますとおり、この健診の受診率は保険者努力支援補助金の対象になっておりまして、例えば前年度からどれぐらいアップしたとか、2年前と比べてですね、何%アップした、または全国平均と比べてどれぐらい上回っているというような理由で点数がつかまして、保険、県補助金ですか、補助金が上乘せされるタイプの補助金になっております。

こちら、当面は、コロナ禍によりましてどうしても医療控え、健診控えがありまして、それまで38%ぐらいあったのが、健診受診率が昨年度は29%と大幅に下がっている状況で、今年度見込みでは令和4年度が先ほど申し上げましたとおり36%、取りあえずこちらを健診前の39%を目標に上げていきたいというふうに考えております。

それから、一般会計からの繰入れについてのペナルティーというお話だと思いますが、委員おっしゃいますとおり、一般会計からの国保特会への繰入金には大きく分けて2つございます。国の基準に基づく基準内繰入れ、繰り入れるべくして繰り入れる繰入金。それから、赤字補填目的に入れる基準外繰入れ。こちらの2つに分かれます。ペナルティーの対象となるのは基準外繰り出しでございます、こちらについては、牛久市では令和2年度以降行っておりません。

それから、基金からの繰入れ、それから残高というお話なんですけれども、こちら、もともと令和5年度の当初予算編成開始されますのが昨年10月ぐらいだったんですけれども、この時点では一番最初に積立金を1億4,000万円、案ですけれども、医療年金課のほうでは1億4,000万円の積立てを入れて、なおかつ保健事業等に入れる分ということで4,600万円は取り崩すという当初予算の中で編成を行ってございましたところ、11月に入りまして県からの納付金の仮算定結果が出され、こちらが想定していたよりも1億円以上多かったことから、組み立てる中で積立てのほうを断念したという形で、最終的な予算編成のところで決着したという感じに

なっております。

ですので、令和4年度末の見込みが約4億2,000、4億3,000万円ですか、ぐらいいに対して、本来であればそこにプラス1億4,000万円、マイナス4,000万円1億円ぐらいい増加できるのが希望的ではございましたが、それがちょっとできない状態。ただ、令和6年度の当初予算を考えたときに、もともとこの令和4年度、5年度、6年度という3か年で税率の変更をなくして乗り切れる税率を決定しようというのが令和3年度の国保の運営協議会の中で話し合われたことございまして、これについては令和4年、5年、6年と国保の税率を動かすことなく、ためた基金を活用することで乗り切れるというめどは立っております。

それから、令和7年度以降になってまいりますと、それまでに医療費が、令和5年度それから6年度の医療費がどのぐらいになるかによって、県の納付金というのが変わります。当然のことながら、医療費というのは、国保の被保険者の方が、いつ、どのぐらいの人が、どんな病気で、どこの医療機関で、どんな薬を処方されるかということに基づいて出されるものが医療費ですので、これを正確に見込むというのはもう困難を極めるものでございまして、令和5年度の医療費の状況、その先の令和6年度の状況も随時見ながら、ためられるものは基金に積み立てて、その基金を活用することで国保の税率を動かさなくて済む限りはそれでやっていきたいというふうには思っておりますが、何分ちょっと状況が読めないものですので、先々、財政基金の活用では対応できなくなるような状況が生じた場合には、改めまして国保の運営委員会のほうで税率等についての検討もせざるを得ないというふうを考えてございます。

それから、医療機関に関するマイナ保険証についてですけれども、現在のところ、市の把握しているものとしたしましては、市内の医科病院2軒中2軒が利用可能。また、医科診療所50軒中28軒が利用可能。歯科、歯ですね、歯科におきましては、40軒中24軒が利用できる。薬局は40軒中34軒が利用できる。合計いたしまして、医療機関等132軒中88軒、約66.6%が現在利用できる状況というふうになっております。

以上となります。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 分かりました。

1点だけちょっと確認をしたいんですけれども、今このマイナ保険証、これからのことになると思うんですが、もうすぐにマイナンバー保険証持っていないと、かなりの、何ですか、手続きが非常に複雑になるというのがもう既にいろいろとなっているわけなんですけれども、実際このマイナ保険証の扱い、市のほうではどのような扱いになっていくのかどうか。全然、私、このマイナンバーカードを持っておりませんので、医療機関に行きますと、何ですか、読み込むカードリーダーというんですか、そういうものができなくて皆さん大変苦労しているとか、それに、保険証を持っていない人、マイナ保険証を持っていない人には資格を確認するような、そういうようなことも言っているし、多分、牛久でもこういうような状況がもう既に発生しているんじゃないかと思うんですが、その辺は市のほうでは状況というのをつかんでいるのかどうか。それだけちょっと確認をします。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 保険証がマイナ保険証化して紙の保険証が廃止されるというようなお話は、実は私どもで、もう新聞報道、報道以上のものは何も情報がございませんで、これまでそうなることに対してこんな問題が生じるからどうしたらいいんだというような問いかけにも、国、県から明確な答えがいただけていないような状況です。

世の中的には、マイナポイントですね、こちらをもらうのは今だというような風潮で多くの方が申請をされているような状態ですが、メリット、デメリットやはりあるんですけども、メリットといたしましては、保険証に個人の健康状態が把握されることで、病院の先生は過去の診断や薬の状況や健診情報なども見た上で、適切な医療の措置ができる。これはその方のためになるものでございます。また、データを電子化することによって、レセプトデータですね、こちらも電子化されたもので、そこの事務軽減も同時に図られるというものもございます。デメリットといたしましては、デジタル化になかなか慣れていない方についてはどうしてもなじみがないため使いにくいといった声も多くあることは承知しております。

ただ、国が言うております2024年の秋ですか、までに紙は廃止ということについては、まだ決定事項ではございませんので、問合せいただきます、不安で問合せいただいている市民の方には、紙の保険証が使えなくなるという明確なものが今出ているわけではないので、今のところそのままお使いいただけますよと。ただ、もし保険証をマイナカード化することで、その不安という、別な意味で、やりたくてもできないというような、デジタル化ができないというような方について、市のサポートの下でマイナ保険証化というのを進めているところでございます。

今のところ、私のほうで把握しているのは以上になります。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 確かに情報のほうが早く、私たちも新聞報道とかそういうところでしか知り得ていない情報なんです。ですけども、こういうことで不安を感じていらっしゃる、特に高齢者の方などは、マイナンバーカードも暗証番号がよく分からなくなっちゃったとかそういうので、非常に何か不安を感じている人がいるので、今度こういう保険証までそういうようなものになってしまうたら、病院に行くこともちょっと考えなきゃいけないなんてね、そんな御意見もいただくので、市としては、国からのそういうような情報、それが明確にならない限り、答えるというか、なるというのは難しいと思うんですけども、現在のところ、やっぱりそういうようなお声というの、相談というのが市のほうに届いているのかどうか、その辺だけちょっと確認をさせていただきます。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 昨年ですか、デジタル庁の河野大臣がマスコミに向けて発表した直後は、どうなってしまうんだというような不安の声たくさんいただいたんですけども、その後、マイナカード、マイナポイントという中で、現在では、そのどうなっちゃうんだというような不安の声のお問合せは、今のところほとんどない状態です。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。はい。

以上で、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

まず、執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 それでは、令和5年度介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

令和5年度の予算につきましては、歳入歳出ともに61億1,293万円で、令和4年度当初予算60億5,200万円と比べまして6,093万円、約1%の増額計上となっております。

歳出では、保険給付費が55億5,606万円で、本特別会計の約90.9%と大半を占めている状況です。また、前年度の55億1,882万円と比べまして3,724万円の増額計上となっております。

令和5年3月1日現在の牛久市年齢別人口を見ますと、65歳の方は934人、64歳から60歳の方は、徐々に減少はあるものの、それぞれ900人程度を維持している状況があり、今後も高齢者人口は大きく減少することはないと見られ、人生100年時代と言われる中で要介護者が増えるなど、特別会計予算としてはさらに膨らんでいくことが予測されます。

なお、令和5年3月1日現在の65歳以上の人口は2万5,288人で、高齢化率は30.04%となっております。

要介護認定者数ですが、65歳以上の第1号被保険者について3,424人で、認定率は13.54%となっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 質疑の、これより令和5年、失礼しました。質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 じゃあ1点だけお願いいたします。

277ページの中ほど、0101要介護の認定を調査する。役務費が年々上がってはいるんですが、今もおっしゃったような高齢化にも関わっているかと思いますが、この要介護の認定、新規の方と、あとは変更というんですか、両方入っていると思うのですが、それぞれの人数というのか、令和4年度まだ分からないのかな、そこら辺は。結局お聞きしたいのは、コロナの間に要介護の認定の変更という手続が取れなかった時期があったと思うんですけども、今、何年置きに、2年とか3年とかたしかいろいろ変更があったと思うので、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 高齢福祉課の宮本です。よろしくお願いいたします。

若干古い数字もございますが、まず大まかな数字、御説明申し上げます。令和3年度中にありました新規申請が895件、更新申請が2,345件、区分変更申請が444件、合計で3,684件でございました。また、本年度、やや古い数字で重ねて恐縮なんですけど、8月末現在の数字でございますが、新規申請が402件、更新申請が401件、区分変更申請が173件、合計

で976件という、半年以上前の数字で恐縮ですけれども、今手元にございます数字はまずそのようになってございます。

コロナの影響等には、その更新の云々という部分でございますけれども、いわゆる特例的に、本来であれば、認定期間終了する間際になりますと改めて御本人様を対面で調査したりということがあるんですけれども、当然、感染拡大防止、感染症の状況によって特例的に調査を行わず、介護度そのままに有効期間を1年間だけ延長するというようなことが、令和2年度、令和3年度、令和4年度の3か年だったと記憶しておりますが、ございました。ですので、そういった方法を、本人が感染したくないということで希望される場合だったりとか、施設へ入られている方におかれては、施設の側の管理運営上の事情でそちらのほうにというようなケース、様々にあったやに記憶してございます。この特例が原則として今年度いっぱい、原則ですけれども、今年度いっぱい取りやめになりますので、来年度以降、令和5年度以降からは、本来のと申しますか、あるべき更新のやり方に戻るといような状況でございます。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

そうしますと、申請してから認定までの日数というの、あらあら大体今どれぐらいかかるのかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、前提といたしまして、申請をいただきましてから原則として30日以内に認定結果を出さなければいけないというのが、まず介護保険法上の決まりはございます。ただ、御本人さんとなかなかちょっと面談の調整がつかないだとか、例えば手術したばかりで、容体、御本人様の状態がまだ落ち着かないので調査ができないとか、そういう個別の事情があった場合には、当然これ30日を超えるケースもございますので、おおむね、何割というのはごめんない、ちょっとあれなんですけれども、おおむね30日前後でお出しできている反面、中には40日以上、50日以上かかっているケースもございます。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 私のほうからも3点お願いいたします。

令和5年度が、来年度が第9期の介護保険の事業計画、その準備の始まっているんですけれども、この令和4年度の基金の状況から見ますと、介護保険の準備基金が約20億1,800万円あるんですね。令和5年度で6億3,900万円取崩しはしているんですけれども、これだけの基金というのが、この近隣のところでも何か随分積み上げたものだなというふうに思うんですけれども、このときに、9期の計画を立てるときの保険料の値上げ、それはこの基金を取り崩して対応すべきと考えますけれども、その辺、今からだとちょっとお答えできないかもしれませんが、その考えを少し伺います。

それと、先ほど、今、認定のことなんですけれども、認定の見直し、そういうのがどういう期

間で行われるのかですね。今、先ほど特例的に令和5年の、来年、3月31日までですか、それが特例的な扱いをされる、今年度されるという御答弁でしたが、介護保険料払っていてもサービスの利用が制限される、そういうような御意見なども聞いているんですが、その認定の見直しの状況について。

それと、今、部長の答弁でも、介護の認定率、非常に低い、県内でも低いほうだと思います。それはやはりずっと予防に力を入れてきたという効果も出ているんだと思いますが、昨年度から始まっていると思いますが、医療と一体型の介護予防、この取組を牛久市はどのように考えていくのか、お尋ねをいたします。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、私のほうから、大きく3つありました質問のうち、1番目と2番目についてお答えを申し上げます。

基金の関係なんですけれども、基金の見込まれる残高、それから来年度取崩し予定があるということはまさにおっしゃったとおりでございます。さらにまた、第9期計画の策定についても先におっしゃっていただいたとおりなんです、運営協議会において、来年度になってから様々に御審議、御議論をいただく予定になっておりまして、今年度にあっては、昨年11月に第1回の会議を開催いたしまして、アンケート調査を行う旨ですとか今後のスケジュールについてお示しをしたばかりでございます、具体的に御検討いただくような段階とはなってございません。したがって、運営協議会におけるまさにこれからのことでございますので、現段階でお答え申し上げられるようなことが率直に申し上げてございません。ちょっと素っ気ないお答えで大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

それから、認定の見直しの関係ですね。すみません、やや長くなるかもしれませんが、ちょっと認定の手續、更新の手續で少し御説明させていただきたいと思います。

新規であれ更新であれ、認定申請が出されたことによりまして、先ほどもちょっとお話ししましたが、御本人様のお体の状態ですとか、行動・心理症状などを調査確認するという必要と、主治医の先生から意見書を頂戴するという必要がございます。

まず、調査、確認、認定調査ですけれども、こちらについて、例えば寝返りが打てるかとか、片足で立てるかとか、排せつは自力でできるか、服薬は自力でできるか、作り話をすることはないかとか、合計で74項目について行います。

それから、主治医意見書についてですが、こちらは傷病名ですとか心身の状態のほか、介護サービスの利用によって生活機能の維持や改善が期待できるかどうかについての意見も記載されているようなお医者様先生の意見書になります。

御質問のケースについては、いわゆる認定有効期間の満了が近づいたのでそれを更新するために手續をしたところというようなことかと思われるんですけれども、今お話ししましたように、大まかには、御本人様の調査を対面で行い、主治医の先生から意見書を頂き、それらを踏まえて審査会において介護度が判定されると、このような流れになります。

したがって、前回の調査時よりも心身の状態がよくなっていれば、当然にこれ度合いが軽

くなるということはあるわけでございます。例えば介護や支援が必要となる理由が進行性の病気などによるものであれば、一般的な話にはなりますが、時間の経過とともにこれ状態が悪化いたしまして、介護にかかる手間が増えることとなりまして、要介護状態区分は重くなるということが考えられるわけです。しかし、そうではなく、時間の経過とともによくなる場合というのも当然にあるわけございまして、状態が改善して介護にかかる手間が減れば区分が軽くなるということは、やはりあり得るわけでございます。いずれにしても、本人の最新の状態に基づいて出されるということになります。

次に、その区分が軽くなったこととサービス利用の限度についての関係ですけれども、要介護状態区分に応じた支給限度額というものがこれ定められております。したがって、御質問のケースでは、要支援2として受けられる給付を受けていたところ、要支援1になったことで支給限度額が下がり、これまでと同じようにはいなくなつたのかなというふうに想像されるところでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 介護予防・保健医療等一体化事業についてなんですけれども、まず、介護予防自体の取組といたしましては、牛久市オリジナルの介護予防体操でございますうしかつぱつ体操、こちらの普及のため、平成16年度から毎年講座を開催いたしまして普及員を養成しており、令和5年度は20周年になります。現在の普及員数は192名です。また、県が推奨するシルバーリハビリ体操も、シルバーリハビリ体操士会からの依頼を受けまして3級養成講座を二、三年に1度開催しており、現在の会員総数は106名です。これらの方々が地域で活動していただくことで、牛久市の健康寿命、介護予防等の低さというところに寄与しているものというふうに考えてございます。

このほか、市の事業といたしましては、セントラル病院と愛和病院に委託しております体力アップ教室であるとか、ほかにはかっぱつ脳トレ教室、検査編、運動編、音楽編ですね。それから、歯の健康教室である歯あとふる教室や、認知症予防リーダー養成講座など行っております。

それで、医療と介護の一体化についてという、大きな意味での展望というふうなことになると思うんですけれども、もう一言言えば、市民の方が生涯活発、生涯活発で健康なまま長く過ごしていただく。そのために、例えば、財政的な区分上、後期高齢者医療連合から委託料という形で75歳の方には財政措置がありますよとか、国保の被保険者には国からの財政措置はありますよというような財源的な区分はございますが、市として行っているのは、そういう年齢や入っている保険、それに区分されることなく、皆さん、もう生涯活発で生活できるように、そのための事業を今後も推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 先ほどの認定の見直しのところなんですけど、この方は85歳で、最近、御主人を亡くされて独り暮らしになった方らしいんですけど、多分これはサービスの要支援2が1になったと

というのは、ケアマネさんとのいろいろなこともあったのではないかと御本人は言うんですね。ですから、こういうことで、独り暮らしで、今まで受けられた、週1回の清掃35分しかないというんですね。だから、やっぱりこういうところで本当に困っているというか、サービスを受けながら何とか頑張っている人たちに、こういう介護保険、保険料ずっと多分払ってきたと思います。ケアマネさん、それからまたこの認定、そういうのというのが本当にそういう制度に沿ったものなのかというちょっと御意見をいただいたので、その辺を伺わせていただきました。

それで、確かにケアマネさんの役割というのは大変大きいと思うんですけども、その辺、本人からの認定の見直し、そういうの要求、要望というのが出されることがあるのかどうか、その辺もちょっと伺いたいと思います。

コロナ禍ということもありまして、非常にやっぱりいろいろと出るということが、出かけるということが制限をされていた中で、やっぱり年齢の高い方がこのサービスを受けながら何とか自宅で過ごすことができる、そういうほうがやはり介護保険の本来の役割だと思うので、その辺をやっぱり被保険者に沿ったそういうものにしていくためにも、その辺のきめ細かな認定というかな、そういうものというのが大変重要かなと思いますので、その辺をもう少し伺わせていただきたいと思います。

それから、介護予防なんですけど、今おっしゃられたようにかっばつ体操、それからシルバーリハビリ、いろいろ体力アップとか、ここの予算の中にもいろいろと、生きがいとかそういうのがいろいろとメニューが出ているんですね。だけれども、そういうものにアクセスできない人たち、そういう方々もいらっしゃると思うんですけども、そういう予防に牛久市として力を入れているところならば、もう少しこの周知、周知というんでしょうかね、本当に必要な人に届くような宣伝というかな、そういうものをどういうふうに考えてこれから行ってほしいと思うんですけど、その辺の考えを伺います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 認定の関係についてお答えを申し上げます。

出されましたその認定の結果ですか、区分、度合いと申しましょうか、それについて見直しということかと思うんですけども、認定の、その新しく認定が出ました。それで、その期間内に心身の状態が変化した場合には、当然これ認定の区分変更という申請ができるというような制度にはなっております。ですので、あくまでもこの認定結果と今の状態が違うんだということで区分変更申請をしていただければ、新たな申請として、改めて先ほど申し上げましたような認定調査であったり、主治医の先生から意見書を頂戴したりというような流れに乗ってはまいります。

また、ケアマネジャーさんが認定調査を行ったのではなかろうかというお話だと思うんですけども、制度にのっとった、寄り添った、当然ケアマネジャーさんもいわゆる有資格者でありますので、その辺は適正に制度にのっとって行われたものと想像いたしますので、そのあたりにつきましては、私のほうからちょっとこれ以上申し上げることは、申し訳ありませんが、ございません。

以上です。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 アクセスできない方への周知という御質問だったと思うんですが、このアクセスというのは、交通路という意味ではなくて、市がやっている事業をやっているということを知ることという意味でのアクセスということ。はい。

まず、地域で行っているシルリハ体操、かっぱつ体操、そもそもこれを、こういうことをやっているのが知らないという方に対しては、広報誌やその他の方法で周知はしておりますが、何分こちらとしては、求めている方が何かの声を上げていただければ拾えますが、それ以外では広報やホームページといった一般的になってしまって、それは受け取る方が見ていなければ分からないという状況は、これはどんな広報でも共通する問題と思われまます。

ただ、例えば独居のような孤立だとかという件に関しましては、地域の民生委員さん等、そういった方から情報をいただきまして、こういうことを希望しているんだということがあれば吸い上げて、担当課のほうに回していただきたいと思ひますし、例えばそれが議員さんに対してそのようなことを言われる方がいましたら、ぜひともこちらのほうに情報提供といひますか、つないでいただきたいというふうに思ひております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 すみません、ちょっと何度も。なぜかという、今、私どもの地域でも、おひとり暮らしの方なんかもすごく増えているわけですね。そういう方たちが本当に、助けというものではないかもしれないんですけども、そういう悩みを相談するところがないわけなんですね。自分からも発信できない、発信しない、できない。それから、そういうものを把握するのが、多分、おひとり暮らしですと民生委員さんが把握をされているんだろうけれども、その民生委員さんとのアクセスもうまくできない。なぜかという、先日、私の地域で、お隣の方から、ここ何日も物音がしないんだけどどうしたのだろうかという問合せがあったわけですね。私たちは、そういう問合せがあっても、その方のおうちに、個人情報とかそういうのがあるので、できませんので、そういうときに民生委員さんに連絡はするんですが、民生委員さんとその方のアクセスができないと中で何が起きているかも全然把握ができない。そういうような事例がここ2件ぐらいあったわけですね。だから、そういう孤立というか孤独というか、地域とね、地域の中に、今までですと行政区かな、そういうところである程度入っていると把握ができるんですけども、そういう方たちがこのところ増えているので、いろいろと市のほうではホームページでやっていますよ、こういうのでやっていますよというんですけども、そういうアクセスできない人が、こういう予防だけじゃなくて増えているというところ、そういうところでは、やっぱり市もある程度そういうのも把握が必要になってくる、こういう時代なんじゃないかなというところなんです。幾らメニューをやっていますよ、介護予防でこういうのやっていますよというんですけども、そういうのがちゃんと届かない、そういう人たちが今増えている中で、本当に、いろいろやりながら、なかなかそういうところが出てきているんじゃないかなというところで、市のほうでもその把握の方法、そういうほうどうなのかというところをもう一度聞きたいと思ひます。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 そうですね、例えばフレイル調査などは全軒個別で郵送して回答いただくことにはなるんですが、今のお話ですと、例えば声を出さないのか、出せないのか、やりたくてもやれないということで何らかの、本当に何らかのアクションでもあれば、こちらとしてもアンテナを立てて気づくように努力はしますが、一方で、例えば全軒に対して一斉に個別に入ると、俺はそんなのは必要ないんだ、余計なお世話だという方もやっぱりいまして、そうしますと、そうですね、非常にちょっと難しいところがございますが、より一層アンテナを立てて、一人も漏らさないように救う方法は、ちょっと常日頃から、ちょっと今後より一層考えてまいりたいと思います。

○須藤委員長 遠藤委員、よろしいですか。はい。一般質問ではないので、その点お含みおきいただきながら、御質問お願いいたします。

ほかに。よろしい……はい。はい。予算の関連の先はいいんですけれども、それ以上はお考えをいただきたいと思います。

○遠藤委員 すみません。今度は的確に質問したいと思います。

来年度、整備計画というのがあるのかどうか。

それと、特養の待機者。

在宅介護と施設介護の割合について。

それと、保険料算定の一つに給付費があると思いますが、今後3年間、5年、そうですね、3年間の給付費の推移をどういうふうに見ているか。この点をお尋ねいたします。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、整備計画ですけれども、特養や老健などにつきましては、この第8期計画、来年度末までの第8期計画においては、整備の予定は計画はございません。

特養の待機者数ですけれども、こちらやや古い数字で恐縮ですが、令和4年4月1日時点で延べ75名となっております。延べと申しますのは、1人で何か所か申し込む方も中にはいらっしゃいますので、そういう意味での延べでございます。

それから、在宅介護と施設介護の割合ですかね。そのものの数字はないんですけれども、令和4年3月時点におけます、ちょっと関連する数字をお答え申し上げます。

その時点で認定受けていた方3,300名に対しまして、居宅サービスを受けていた方が1,828名、施設サービスを受けていた方が511名、地域密着型サービスを受けていた方が372名、サービスを何も受けていない方が619名でございました。これらを割合にいたしますと、居宅サービスが54.9%、施設サービスが15.3%、地域密着型サービスが11.2%、未利用者が18.6%となります。

この地域密着型サービスというのが、認知症グループホームなどの施設的なものだったりとか、小規模多機能型と呼ばれる、通いを中心としつつも泊まりや訪問も組み合わせたものが含まれますので、御質問の趣旨から少しだけ外れてしまいますが、このような数字がございます。

それから、給付費の推移なんですけれども、こちら先ほどの御質問とこちらの答えと重複し

てしまうところがあるんですけども、それをどう見るかにつきましても、次年度以降に御審議、御議論いただく内容でございますので、現時点ではそこまでのこう見ているとかいうものは、申し訳ありませんがございません。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに、よろしいですか。はい。

以上で、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。まず、執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 それでは、続きまして、令和5年度後期高齢者医療事業特別会計について御説明いたします。

令和5年度の予算につきましては、歳入歳出ともに24億8,844万8,000円で、令和4年度当初予算23億4,062万5,000円と比較いたしますと、1億4,782万3,000円、6.3%の増額計上となっております。

主な歳出は、広域連合への保険料納付金と保険基盤安定納付金等で、納付金の合計は15億3,138万9,000円で、前年度の14億6,398万3,000円と比較しますと、6,740万6,000円の増額計上となっております。保険給付費につきましては、広域連合から示された予定価格に基づき8億8,984万6,000円を計上しており、前年度と比較して8,819万6,000円の増額となっております。

なお、被保険者の推移ですが、令和5年2月末現在、1万3,534人で、令和4年2月末時点の1万2,649人と比較すると、885人の増という状況となっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 これより、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 委員長、5問あるんですけども、一括でやっちゃってもいいでしょうか。やっぱり3問ずつがいいですか。

○須藤委員長 ほかの方がどうなの……

○遠藤委員 ほかに……

○須藤委員長 ほかにいらっしゃいますか。はい、ではどうぞ。

○遠藤委員 はい、ありがとうございます。

それでは、質問いたします。

令和5年度の後期高齢者の保険料率、変更、令和4年、5年と変更はないということなんですけれども、ただ、1つ、昨年の10月から窓口負担が、課税28万円、年収200万円以上の方、それから御夫婦では320万円以上の被保険者の窓口負担が増えました。窓口負担が増えたことで受診控えなど発生していないのか、牛久市の状況を伺いたいと思います。

それと、この窓口負担、配慮措置というのがございまして、外来だけなんですけれども、令和7年の9月30日までの期限付であります。しかし、病院にかかった方によりますと、何か手続

が大変複雑という意見もありまして、周知についてどのようになっているのか伺います。

それと、保険料は年金から天引きの方が多いんですけれども、普通徴収の実態、それと普通徴収というのが滞納につながるのではないかと思います、その辺を伺いたいと思います。

それと、短期保険証の発行についてですね。低所得者の軽減策、たしか令和5年度から少し軽減策が改善、拡充されると思いますけれども、県の広域連合からデータが多分来てからになると思うんですけれども、そういう取得はいつ頃なのか伺いたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、昨年10月に新設された医療費の窓口負担2割ということなんですけれども、こちらの新設により医療控えなどが発生していないかということなんです、詳細はちょっと分からないんですが、一応、今年度、昨年10月の診療と1年前の10月の診療を見比べてみました。レセプト件数は、今年度が、今年度、昨年10月ですね、10月が3万305件。被保険者数の1万3,243人で割りますと、1人当たり、この10月のレセプトは2,208、2万2,883、すみません、ちょっと待ってください。申し訳ありません。2,283です。令和3年の10月はレセプトの件数が2万8,230件で、この当時の被保険者数1万2,313人で割りますと、1人当たりのレセプトの件数は2,2926。こちらの差が0.0043ですか。確かに令和3年の10月と令和4年の10月を比べますと、1人当たりレセプトは減っております。ただ、これが2割負担による、その負担増による軽減かどうかというところまでは、ちょっと判断がつかないというのが現状でございます。

それから、2番目の周知ですね。手続が複雑でというふうに御質問あったと思うんですが、通院で1か月の上限額3,000円、それ以上かかった場合は返金するというものは、自動的に市広域連合で計算して自動的にお返しするものですので、特に何の手続も必要はないんです。ただ、お返しする口座が分からなければお返しできないので、口座だけは登録してくださいというふうにお問い合わせをしております。

こちらの周知につきましては、昨年10月に、昨年度2回目の保険証、初めて2割という負担が出たその方には、保険証をお送りする封筒に、3か月、ごめんなさい、月額3,000円が上限ですよというお知らせを個別に入れて送付しております。また、広域連合のほうから直接、口座を未登録の方に対しては、今度2割という負担が、2割負担ということが新設されたことにより、仮に1割だった人が2割になった場合は、3,000円を超えた分は受診月の3か月遅れにはなりますが還付いたしますので、口座を御登録くださいというような依頼文が広域連合から直接、未登録の方に送付されておりますので、その口座の登録だけをしていただければ、あとはもう自動計算で3か月遅れで還付するというふうになってございます。

それから、普通徴収の実態、滞納の実態ということなんですけれども、こちら現時点ではちょっと詳細なところが分かりません。といいますのは、年度途中で年金から口座に切り替わった方ですとか、普通徴収だったのが年金に自動になった方ですとか、そういったことが年度間でちょっと動くものですから、今の時点、その普通徴収だけというところで比較することが非常に難し

くて、申し訳ございません。これはちょっと数値の部分では説明ができない状態です。申し訳ございません。

それから、短期証の発行につきましてですが、令和4年の2月と令和5年の2月時点を比べますと、令和5年の2月における6か月短期証の発行が43件、昨年、令和4年2月の短期証6か月の発行は71件ということで、減っております。

最後に、低所得の軽減策について広域連合からのデータ取得はいつ頃かということなんですけれども、保険料の軽減については、所得が低い方に対する軽減と被用者保険の元被扶養者に対する軽減の2つがございます。所得が低い方に対する軽減では、被保険者と世帯主の総所得金額等が一定金額の場合に7割、5割、2割の軽減がございまして、旦那さんが社会保険に加入していて奥さんが旦那さんの扶養に入っているけれども、奥さんが75歳になると後期高齢に加入しなければならない。そういうような場合なんですけれども、このような場合、加入2年間に限りまして、均等割が5割軽減、所得割の負担はないというふうになっております。

所得の軽減についてのデータはいつ頃ということなんですけれども、年度、そうですね、大体、例年6月から7月ぐらいにデータのほう、本算定と言われるところ、こちらについてのデータが来まして、その方の軽減金額に基づいた保険証のほうを作成いたします。また、その後であっても、毎月毎月、その軽減判定の割合とか変わった場合は、その都度、毎月、広域連合から情報が牛久市のほうに送られてまいります。

回答は以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 その2割負担になった方々の被保険者数がどのくらいなのか、そこをもう一度伺いたいと思います。

それと、2割負担になって3,000円を超える方については、今、課長の答弁で十分分かるんですが、それ以下の方については、例えば、1か月500円だったのが2割ということで、2倍ということですね、なった、要するに1,000円になったということで、大変負担感が大きいというような御意見も私どもも聞いておりますので、その辺の説明、説明というか、こういうふうになりましたというのはもう当然、広域連合のほうからも言っていますし、市のほうからも、そういう質問、そういうようなこともされていると思うんですが、そういうようなことで、市のほうでこういう被保険者からの声というのが聞いているかどうか伺いたいと思います。

それと、先ほど、手数料、すみません、保険料ですね、普通徴収の方の実態がまだはっきりあれじゃないということなんですけれども、いつ頃この把握というのがされるのかということですね。

それから、低所得の軽減策については、先日、広域連合の議会のほうでも国からの軽減策が示されているというところなんですけれども、市でもこのような対応やらなければいけないと思うんですが、その辺の状況はどうか伺います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 2割負担の人数なんですけれども、ちょっと調べますので、それは後でお答えいたします。

また、月の上限3,000円を下回る方、先ほど例に出されたように1か月今まで500円で済んだのに1,000円になった、2倍になった、ただ上限を超えていないので還付の対象にはならない。こういった方々は負担が増えたという声は重々承知しておりまして、頂戴いたしております。

ただ、一方で、この保険の負担がその方の所得収入に応じて負担できる方に対してということにもなりますので、国保の保険も自己負担は所得に応じて2割、1割という、70歳以上はありますけれども、これまで制度がなかったのが新設された場合、いきなり2倍になれば負担が増というお気持ちは重々分かるんですけれども、一方で、これまでは本来2割で負担していただきたかったところを経過措置としてずっと1割だったということもございますので、所得に応じた、負担できる能力に応じた御負担をいただいているというところで、御説明のほうはさせていただいているところでございます。

また、普通徴収の実態、こちらは、実は数値を把握していないというよりも、お時間を頂戴いただければ、それと、いつ時点で何%ですということは数日いただければ出すことは可能ですので、もし別途、いつ時点で比較したいというようなことがあれば、別途御要望のほういただきたいと思います。

それから、軽減策は、はい、市でもやるべき状況、はい。ちょっとこちらについて、何とも言えないところもございまして、国保の7割軽減、5割軽減と同じように、後期高齢者のほうでも7割軽減、5割軽減、2割軽減という所得に応じた制度はありまして、それ以上ということになりますといわゆる減免ということになるんですが、制度上、もちろん市でそういうふうに行えば減免ができるということはそのとおりでございます。ただ一方、福祉施策というのは、高齢者施策、また障害者福祉施策、また子供福祉施策とバランスも必要だというふうに思いますので、子供、それから障害者、高齢者というところ、どこにどれだけのお金をかけるかというのは、ちょっと1つの担当課だけではなかなか難しいところもありますので、これは福祉部全体として検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**○須藤委員長** 遠藤委員、令和5年度予算に関連してということでぜひお願いしたいと思っておりますので、その先はある程度のところでとどめておいていただけると大変ありがたいんですが、はい。市の政策にまで及ぶと、ちょっと課長の答弁では難しいだろうということを申し上げておりますので、よろしく願いいたします。遠藤委員。

**○遠藤委員** 市の政策というか、後期高齢については、市の関わる部分というのは本当に限定されているというのは十分承知をしております。しかし、この2割負担になったというの、結局、国からの負担を減らして被保険者にこの負担が増えたというところが、私は一番問題だというふうに考えているので、ですから、市にこのことを言ったとしても、それは答弁は難しいと思うんですけれども、一番の問題がそこなんです。国の負担を減らして被保険者の負担を増やす。こういう政策が後期高齢のほうで国の政策として行われているということ、そういうことを、課長は収入に応じてというふうにおっしゃっていますが、そこが私は一番問題だということ

指摘をしたいと思いますので、その辺については答弁は結構です。

○須藤委員長 ほかによろしいですか。はい。以上で……、医療年金課長。

○石野医療年金課長 すみません、先ほど国保の特別会計の中で、山本委員から40歳、50歳の人数ということで、ちょっと把握、すぐにお答えできなかつたんですけども、数字は40歳と50歳合わせて3,500人というふうに見込んでおりましたので、御報告いたします。すみません。

以上です。

○須藤委員長 質疑、答弁よろしいでしょうか。はい。

以上で、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩といたします。再開は15時、失礼しました。40……、45分、45分でもいい。50分、遠い……（「向こうから来るので」の声あり）時間がちょっと。それでは、15時50分といたします。

午後3時36分休憩

---

午後3時47分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き、予算常任委員会を開きます。

ここで、環境政策課長より発言を求められておりますので、これを許します。環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課、飯島です。先ほどはありがとうございました。

遠藤委員から御質問いただきました、放射能対策の除染した土を地中に保管している箇所数についてということで御質問いただきましたが、そちらについて件数のほう御報告させていただきます。

全部の件数が204件ございまして、内訳としまして、小、中、あと幼稚園、保育園が合計で35か所と、公園と自然観察の森また運動広場、こちらが合計114か所、あと民地、こちらが54か所、法人が1か所でございます。

以上になります。

○須藤委員長 次に、道路整備課長より発言を求められておりますので、これを許します。道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課、加藤です。先ほどはありがとうございました。

同じく遠藤委員からの質問の答弁の中で、調整池の草刈りの回数ということで年2回実施していますという答弁をしたんですけども、年1回の誤りです。訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○須藤委員長 それでは、次に、下水道事業会計予算の審査に当たり、建設部より、令和5年度予算位置図について配付の依頼がございましたので、これを許可しサイドボックスに掲載しておりますので、御参考によりしく願います。

これより、議事に入ります。

令和5年度特別会計予算を議題といたします。

まず、議案第21号、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算を議題といたします。  
執行部の説明を求めます。環境経済部長。

○山岡環境経済部長 環境経済部、山岡です。よろしくお願いいたします。

青果市場事業特別会計予算につきまして御説明いたします。

青果市場事業特別会計の予算額につきましては、歳入歳出ともに1,727万4,000円で、前年度と比較して17万1,000円の増額となっております。増額の主な理由は、人事院勧告に基づく市職員の給与等の改正に伴い、会計年度任用職員の給与改定が行われ、給料月額が引き上げられたことによるものでございます。

また、一般会計からの繰入金ですが、繰り出し基準内において269万円を繰入れし、青果市場財政調整基金からの繰入れを656万2,000円といたしました。

以上が、青果市場事業特別会計の概要でございます。以上です。

○須藤委員長 これより令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 よろしくお願いたします。

253ページですね。繰入金として青果市場の財政調整基金を繰り入れたことによって、恐らくこれ基金がゼロになるかと思うのですが、今後、財政的にそこら辺どうしていかれるのかというところをお伺いしたいと思います。

そして、255ページの運営するの中に、とくとく市、コロナ禍でなかなか開催できなかったところ、令和5年度はどのような形でやっていかれる予定なのかというところをお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしくお願いいたします。

まず、市場の財政調整基金の残額ということで、今年度予算を組みましてゼロということで、まず、市場なんですけれども、運営につきましては、昭和の時代から、地元の農業者の出荷先、あと学校給食の食材の調達、あと小規模農家の出荷先として庭先集荷を実施して、大きな、地元ではね、大きな役割を担っていると考えております。ただ、しかしながら、農業形態、あと出荷形態の大きな変化で、あと農業者の高齢化ですかね、どうしても、市場のほうでも出荷先を見つけて営業はしているんですけども、大量に入ってしまったのはさばき切れない、また、少量では利益も上がらないと、ちょっといいサイクルではないんですけども、そういった状態が続いておりまして、販売量に関してはちょっと減少の一途をたどっているという状況です。

過去に一般質問のほうでも答弁させていただきましたが、現在、23号線が開通したことで、市場がある今の土地というのの価値が過去の状況とは大きく変わりましたので、その活用もできる状況にあるということもありまして、一般質問で答えたとおりなんですけれども、経営転換、あとは移転、あと閉鎖、その3つが考えられるんですけども、単なる移転というのは今の状況から脱出できる状況ではないと思いますので、それに関しては慎重に検討してまいりたいと思

ます。現在も検討しております。

あと、とくとく市なんですけれども、毎回質問されて、コロナ禍でということで、何度か試みたんですけれどもちょっと難しかったということで、ただ、今の状況ですと、もうイベントできる状況になりつつあると考えておりますので、ただ、毎月集めてというのは出店者のほうがちょっと難しい状況であるというのがあるので、市場の出荷している農家さんと、あと学校給食なんかも出してくれている農家さん、そういった方を一堂に集めて、できれば軽トラ市みたいな形で年2回ぐらいできたらなと考えております。ただ、前にもちょっと勉強会で話したんですけれども、1回目は夏前ぐらいにできればと。やっぱり食材がある時期じゃないと、ちょっとボリュームに欠けてしまいますので、その時期を目指して、今、調整しているところです。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。閉鎖、あとは民間の活用もということも前に何かおっしゃっていたとは思いますが、ホームページのほうに、事業、牛久市営青果市場事業経営戦略というのが載ってまして、これ令和4年度から令和13年度までの計画期間。これを策定した経緯としては、令和4年予算より随時見直しを予定しているというふうには載っているんですが、今おっしゃったように閉鎖もしくは移転、あと営業方法の、販売方法の検討という中でこれを策定された意味というのか、令和13年度までその策定された意味というのがどう捉えたらいいのかなとちょっと思うところであるんですが、その辺伺います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 先ほどもちょっと話させていただきましたけれども、現在の運営状況というのは決していいものではないということもありまして、専門家の意見をちょっと参考にして、今後どういう方向ができるのかというのを検討させていただきました。現在のまま運営をしていくほうがいいのか、それとも経営転換をしてやれるのか、そういったことも含めて経営アドバイザーの派遣を依頼しまして、検討して策定したものです。その年数というのは10年を先まで見越してということで策定しておりますが、結果としましては、施設の老朽化もあると。昭和30年代に造っていますので。追加で更新もしてはいるんですけれども、それでもやはり老朽化が考えられると。その経費を考えずに純粹に、結果としては、運営を継続していく中で、今のこの牛久市の市場の取り巻く環境ですね、そういった状況、あとはその周辺の出荷している農家さん、そういった状況を考えると、経費を幾ら絞っていったところで、ちょっとこのまま販売手数料で運営を黒字化していくというのは難しいだろうということになりました。ただ、1つの指標として、もし、やり方であったりとかそういったところで改善できるものがあれば1つでも多く改善して、少し前向きな方向に進めたらというのがありましたので、今回策定させていただきました。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

そうしますと、閉鎖になるか経営形態変わるかになっても、学校給食の地産地消というところ

で役割大きかったと思うのですが、その辺への影響というのはどうなるのでしょうか。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 現段階では、市場だからできることというのがありますし、学校給食に対して市場で調達していると。ただ、市場が入る前は、仲買人の方が実際にそれを調達していた経緯があるんですけども、今の段階では市場のほうででき得る限り農家さんを見つけて、学校給食に地元産、牛久産、もしくはその近隣産というのを優先的に使えるように関わっておりますので、その事業については、すぐに、仮にですね、閉鎖ということがあっても、それは続けていきたいと考えております。そうすることで、学校給食、子供たちに地元産の野菜を知ってもらう、食べてもらうということは継続していきたいと考えておりますので、その辺に関しては慎重に、仮に閉鎖ということになって、経営転換ということでも市場事業一切やらないというわけではなくて、市場の場合は認定市場とはちょっと違いますので、ある程度自由度があるということも確認しておりますので、その辺含めて臨機応変に対応できるような形態を取りたいと考えております。以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。よろしいでしょうか。はい。

以上で、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算に対する質疑は終結いたします。

次に、議案第24号、令和5年度牛久市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。建設部長。

○長谷川建設部長 建設部、長谷川です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第24号、令和5年度牛久市下水道事業会計予算につきまして御説明させていただきます。

令和5年度の下水道事業会計としましては、支出総額26億6,243万7,000円とする予算を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、3.6%、9,453万円の増額となっております。こちらにつきましては、電気料金等にて一部増額しておりますが、その他につきましてはほぼ前年同様の予算編成となっております。

予算の主な内容でございますが、収益的収支では、収入として公共下水道使用料が9億157万3,000円、雨水処理負担金が6,274万2,000円、営業外収益として長期前受金戻入が5億3,500万9,000円となっております。支出といたしましては汚水管渠費と汚水ポンプ場費を合わせまして1億801万3,000円、流域下水道維持管理費負担金として3億9,206万1,000円を計上し、汚水管、ポンプ場、流域下水道の維持管理に努めてまいります。また、減価償却費といたしまして、8億5,877万3,000円を計上してございません。

次に、資本的収支では、収入として企業債が2億1,070万円、国からの交付金であります国庫補助金が1億5,060万円となっております。支出としましては汚水管渠費として1億602万9,000円を、汚水ポンプ場費として1億9,458万4,000円を計上し、ストックマネジメント計画に基づき、各ポンプ場の機械器具の更新を中心に進めてまいります。雨水管渠費としては1億2,807万1,000円を計上し、引き続き、下町排水区等での雨水管整備

を進めてまいります。

以上が、令和5年度下水道事業会計予算の概要でございます。

また、先ほど委員長より御報告ございましたが、事業箇所を示した令和5年度予算位置図、建設部下水道課をサイドブックに掲載させていただきましたので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

**○須藤委員長** これより、令和5年度牛久市下水道事業会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。山本委員

**○山本委員** よろしくお願ひいたします。

まず、ページ数で349ページの03汚水ポンプ場費の中に光熱水費5,300万円ほど計上があると思います。この光熱水費、電気料の値上げというのが、先ほど部長のほうからも御答弁あったところなんです、電気がかかるのはこの汚水ポンプだけなのか、ちょっとそこら辺を伺いたいと思います。

それから、マンホールですね。今回この地図を見せていただいて、マンホールの蓋の交換というのがあったんですけども、今までちょっと私もあまり気がつかなかったところなんです、マンホールというのは更新時期というのが、そういうものがあるのかどうか。毎年これ載ってきたんでしょうか。私が気がつかなかっただけなのか、ちょっとそこら辺分からないんですが、どういう段取りでこのマンホールの交換というのが行われているのか伺いたいと思います。

以上です。

**○須藤委員長** 建設部次長兼下水道課長。

**○野島建設部次長兼下水道課長** 下水道課、野島でございます。よろしくお願ひをいたします。

まず、電気料金のほうでございますが、こちらにつきましては、今お話のありました污水管渠費、348ページ、349ページですね。こちらの中に目01污水管渠費、03汚水ポンプ場費という目が2つございまして、今お話いただいたのは汚水ポンプ場費、03でございます。

こちらの中の光熱水費の中に、4つのポンプ場、それと44の汚水ポンプ室、マンホールポンプですね、それと12の雨水ポンプ室が入っております。ただ、この光熱水費の中には、そのほか下水道、上水道の使用料も入っておりますので、03汚水ポンプ場費の光熱水費の中の5,355万5,000円となっておりますが、そのうちの5,346万3,000円という金額、5,300,463万円がポンプ場、マンホールポンプの電気料金、あれ、何て、ごめんなさい、5,346万3,000円です。すみません。失礼しました。これが電気料金となっております。

それと、01污水管渠費、こちらにあります光熱水費、こちらが4か所で公共下水道から県の管理している流域下水道に接続をして汚水を排除していますが、その4か所に流量計がございます。その流量計の電気料金は、こちらの光熱水費9万3,000円になります。

ですので、電気料金としてはこの9万3,000円と、03汚水ポンプ場費の先ほどお話をした5,346万3,000円を合わせたものが電気料金となります。

続きまして、蓋でございます。

マンホールの蓋につきましては、随時というか、まず基準といいますか、交換の基準、これ耐用年数でいいますと15年になります。今回、来年度予算計上させていただいております栄町につきましては昭和56年に設置をされておりまして、既に、耐用年数15年ですけれども40年以上経過しているというのが現状です。ただ、栄町に限ったことではなくて、牛久市内、ほとんど15年で替えていられる、替えられているところはないのが現状で、今年度、令和4年度においては、南一丁目において50か所ほどストックマネジメント計画で替えさせていただいております。来年度以降、栄町であるとか牛久町、ちょっと傷み具合のほうを見ながら、ストックマネジメント計画の中で替えていくという予定をしております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

それから、たしか岡見のポンプ場で金網が何か盗まれちゃったというようなことがあったと思うのですが、あれに対しての補填というのか、工事というのか、今回の令和5年度に入っているのかどうか。

あと財源として、それは一般財源のほうからになるのか、ちょっとそこら辺、一般財源というのか、特会のほうからの何の補助金とかそういうものもないのかという財源を教えてくださいと思います。

以上です。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

予算書の資本的支出になりますので、ページが354ページ、355ページになります。354ページの下から3枠目になりますね。354ページの目03汚水ポンプ場費、この中の節22工事請負費ですね。この中に、岡見ポンプ場や城中ポンプ場での改修等が含まれていますので、1億5,888万4,000円という予算計上していますが、このうちの280万円が今御質問のあった岡見ポンプ場で盗難に遭ったアルミフェンス、こちらをフェンスとして直す予算として計上させていただいております。ですので、この中に入っていると。

補助金等ということですがけれども、補助金であるとか加入をしている火災保険であるとか、そういうところをいろいろ確認したんですけれども、ちょっと該当にならないということで、単独費で予定をしています。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 2点だけ伺いたいと思います。

こういう会計になってから、大変ちょっと難しくなったなと思ったんですけれども、令和5年度、来年度ですね、老朽化した下水道管の布設替えとかそういうような事業がこの中に入っているのかどうか。

それと、下水道事業の現況と今後の課題、このことについて伺います。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず、老朽化した下水道施設のストックマネジメント計画での入替え等が予定されているかということでございます。

こちらにつきましては、予算位置図を見ていただくと分かりやすいかなと思いますので、もしよろしければ予算位置図を見ていただければと思います。

黄色い枠で囲っております、真ん中の一番下と言ったらいいでしょうか。そこに黄色い枠がありまして、その中の一番下、ストックマネジメント点検調査、これが田宮町（つつじが丘）と書かせていただいておりますが、今年度も行っておりますつつじが丘での污水管にカメラ、テレビカメラを入れて、傷み具合というか、実際にカメラで調査をするというもの、これが来年度も引き続きの予定をさせていただいております。

それと、その上のマンホール蓋交換工事、栄町、蓋交換20か所、こちらについても、先ほど山本委員からの御質問にもお答えしましたストックマネジメントでの蓋交換を予定させていただいているところでございます。

それと、1つ空けて、上ですね。腐食性環境下緊急度1、2工事というふうに書かせてもらっていますが、こちらでもストックマネジメント計画の重要度というところ、優先順位ですね、優先度をつけた中で、つける中で一番優先度の高いものがこの腐食性の場所ということで、これは、4ポンプ場からのポンプで汚水を圧送した、圧送された汚水が出て吐き出されるスパン、そこが一番水しぶきが上がるといいますか、そういう状況で一番腐食が進みますので、その手当てという形で計上をさせていただいております。

それと、左上の緑の箇所です。緑の枠です。その下で、マンホール蓋交換工事（栄町蓋交換5か所）と書いてあります。こちらにつきましても、マンホールの蓋交換の汚水と併せて雨水も5か所交換を予定しているというところで。

あと、管渠改築修繕計画、その上ですね。6号線牛久駅西口出口、トヨペット牛久南店北側というふうに書かせてもらっていますが、こちらについても、先ほど話をした緊急度の中で、腐食性環境下の次に、重要路線の下もしくはJR等の軌道下というのが優先度高くなっております。調査をかけた結果、JRの下というのはそんなに傷んでいなかったもので、この6号国道を横断している部分についての実施設計を来年度策定させていただくというところで、これがストックマネジメント計画で来年度予定をしているところです。

続きまして、下水道事業の現状と課題ということでお話をしたいと思います。お答えしたいと思います。

これまでの質問等にもありましたけれども、牛久市に限らず、下水道事業の現状としましては、新設、面整備というよりは、もう既に老朽化した施設の改築を進めていかなければいけないという状況です。これは全国的な話です。これが現状であり、今後の課題とも言えます。昭和50年以降に集中的に整備を牛久市ではされておりますので、次々と更新時期を迎えているのが現状です。そのため、改築、更新の費用というものの増大というものが懸念をされておまして、そこが

今後どうやってその予算を工面していくかというところの課題というところでございます。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今の地図を見せていただくと、かなりいろいろと老朽化したところを、来年度、そういうふうに行うということなんですけれども、国の補助というか交付金というのはどういようなことで市のほうに来ているのか、その辺だけちょっと確認をさせてください。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

国の補助金につきましては、今お話をしたとおり、新設、面整備というよりは、老朽化した施設の改築を進めなさいということで、新たな改良、新設というメニューももちろんございますけれども、ストックマネジメント計画の策定であるとか、それに基づいた調査、もしくはその調査を基にして実施設計を作成したり、その実施設計の下で実際に管渠を改築するという、そちらのストックマネジメント計画に沿った要望に対して非常に多くついているというのが現状です。ただ、率としては、新設、改良にしても、ストックマネジメント計画にしても、補助率としては2分の1、50%が補助対象というのは、どちらも変わりません。

以上です。

○須藤委員長 遠藤……。ほかに質疑のある方。よろしいでしょうか。はい。

以上で、令和5年度牛久市下水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもちまして、令和5年度牛久市各会計予算審査についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩し、再開後討論及び採決を行います。再開は16時25分といたします。

お疲れさまでした。

午後4時15分休憩

---

午後4時24分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。山本委員。

○山本委員 今回、予算いろいろ議論があったところなんですけれども、特に委員の中から意見が出ましたのが、おくの義務教育学校の建設費についてだったと思います。金額的にも38億円、総額がという答弁もございました。その総額が市の財政に与える影響、それが先行きが不透明な社会情勢において不安が残るという内容も一部の議員からあったと記憶しております。

それで、私としましても、もちろん奥野のあそこにそういう学校ができるのは賛成はするものですけれども、令和6年度以降の事業につきまして、慎重かつ綿密な精査をして、なるだけ経費の削減に努めていただきたいと思いますと思うところであります。

また、地域の学校として、また、開かれた学校として、ひたち野うしく中・小学校もそのようなコンセプトでつくられたと理解しておりますが、同じように奥野の義務教育学校におかれましても、地域の方たちの利用に資する場となるような使い方、そういう運営の仕方をお願いしたい

と思います。

また、奥野小学校の利活用、こちらにつきましても恐らくこれから検討がされていくとは思いますが、エスカード牛久ビルにしてもしかり、また、リフレの活用にしてもしかりですが、いろいろな検討委員会、プロジェクト委員会というのが立ち上げられて、検討が内部で行われていくと思いますけれども、その都度、議会のほうには進捗状況、それを伝えていただき、情報の共有をすることが何よりも大切であると思っておりますので、重ねてその点についてもお願いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 ほかに討論のある方。市川委員。

○市川委員 今、山本委員からもございましたおくの義務教育学校に関して、やはり、市長の一般質問の中の答弁の中にも、本来であればもう少し時間をかけたいというようなことも、これは本音かなと思いました。事業説明のときに、お尻が令和7年度までは、要するに1年間の予備というか、不測の事態が起きたときのために、令和7年度までの事業の中で5、6で進めてきて、その中で繰越しが起きた場合に対応するというような答弁もいただきました。

私も、学校づくりを、地域の拠点としての奥野地域の拠点づくりになるということには大賛成です。ただ、やはり金額的にもますます膨らむおそれもあると思います。また、精査していったら、削れるところは削っていかれるところもあると思います。ですので、やはり、令和6年、令和5年度ももちろんしかりですが、令和6年度、今回のところにも事業計画出ております、令和6年度という形で、継続費というので上がっております。ですので、その点踏まえまして、やはり慎重にさらなる精査をお願い申し上げ、私からの意見とさせていただきます。

○須藤委員長 ほかに討論のある方。よろしいですか。

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました11件の議案につきまして、順次採決をいたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第14号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和5年度牛久市一般会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数……（発言あり）いいんですよ、挙手多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和5年度牛久市下水道事業会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。委員長報告の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

山本委員。

○山本委員 討論のほうでも様々意見が出たと思いますので、委員長報告のほうに加えさせてい

ただければと思います。よろしく願いいたします。

○須藤委員長 そのほか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 よろしいですか。それでは、今、山本委員の御提案は含みおきいたしまして、それ以外のことは御異議なしということで認めます。よって、委員長報告の作成は委員長一任と決定いたしました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

これをもちまして予算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 4 時 3 4 分閉会